

第3次南部町食育推進計画

〈計画期間：2019年～2023年〉

平成31年3月

南 部 町



はじめに

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠くことのできない営みです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人々に生きる喜びを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。



しかし、近年、食を取り巻く社会環境の変化により、人々の食に関する価値観やライフスタイルは多様化してきています。このような中で、人々の食に対する意識の変化とともに、さまざまな生活状況により、栄養の偏りや不規則な食生活などが原因で、糖尿病をはじめとした生活習慣病の増加などの健康寿命を脅かす問題や食の安心・安全、食文化の希薄化など、食に関わるさまざまな問題が生じております。

南部町では、平成 26 年度に「第 2 次南部町食育推進計画」を策定し、関係団体や関係機関などと連携・協力しながら「食育」を推進して参りましたが、子どもから高齢者まで生涯にわたって心と身体の健康を培い、豊かな人間性と自然への感謝の気持ちを育み、町民一人ひとりが「食育」を実践することと、そのための環境を整備していけるよう、このたび「第 3 次南部町食育推進計画」を策定いたしました。

また、町の特徴でもある「南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例」、通称「鍋条例」は、南部町の自然の豊かさを感じ、明るく楽しく鍋料理を囲み、活発なコミュニケーションを図ることで南部町がさらに活気に満ちた町になることを目的とするものであり、家族でコミュニケーションを図ることは、「食育」の推進をさらに充実させるものです。

今後は、これまでの取り組みをさらに広げ、当町の豊かな自然と人と人とのつながりを生かし、町民の皆さまや関係団体、関係機関とよりいっそう連携・協力しながら、南部町の「食育」を推進して参りたいと考えております。

最後に本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「南部町食育推進計画策定委員会」の委員の皆さまに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

平成 3 1 年 3 月

南部町長 工 藤 祐 直

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 食育とは	1
2. 計画の趣旨	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画策定の体制	3
6. 計画の進行管理	3

第2章 南部町の現状

1. 人口の推移	5
2. 世帯の推移	6
3. 高齢化率の推移	6
4. 自然動態（出生・死亡）の推移	7
5. 産業別就業人口の推移	7
6. 健康づくり（栄養・食生活）の状況	9
7. 歯科口腔の健康の状況	17
8. 地産地消と食の安全	19
9. 食とのふれあい	20

第3章 第2次南部町食育推進計画の取り組みと評価

1. 評価の目的及び方法	21
2. 取り組みと評価	22
3. これまでの町および各団体の取り組み	26

第4章 計画の基本方針と目標

1. 目指す姿	33
2. 基本方針	34
3. 体系図	35
4. ライフステージごとの食育の目標	36

第5章 食育推進の具体的な施策

1. ライフステージ別施策	40
---------------	----

2. 食の安全・安心を守るための食育	46
3. 食文化の継承と農業への理解、教育の推進	47

資料編

1. 策定経過	49
2. 南部町食育推進計画策定委員会設置要綱	50
3. 南部町食育推進計画策定委員会委員名簿	52
4. 食育基本法	53

第1章 計画の基本的な考え方

1. 食育とは

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

コラム 「食育」という言葉はいつ頃から使われ始めたのか

○明治31年（1898年）に発行された、石塚左玄の「食物養生法」では、「食能く人を健にし弱にし、食能く人を聖にし暴にし、食能く人を雅にし俗にするのみならず、食能く人の心を軟化して質素静粛に勤勉し、食能く人の心を硬化して華美喧噪に断行するに至る」と述べるなど、食が人に及ぼす影響が大きいことを強調しています。さらに「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の居住民は殊に家訓を厳にして体育智育才育は即ち食育なりと観念せざるや」（学童を養育する人々はその家訓を厳しくして、体育、智育、才育はすなわち食育にあると考えるべきであるとの大意）とし、体育、智育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性を述べています。

○明治36年（1903年）に発行された、村井弦斎の「食道楽」では、登場人物の会話の中で「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉のように程や加減を測って配合しなければならん。しかし先ず智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と述べており、智育よりも体育よりも「食育」が大切ではないかと指摘しています。

資料：平成18年版食育白書

2. 計画の趣旨

「食」は私たちが健康で豊かな生活を送るうえで欠くことのできないものであり、心身両面の健全な発達に深く関わっています。また、地域の特性を生かした食生活の実践や地域産業への理解の促進など、食を通じて地域の活性化を促進する役割も担っています。

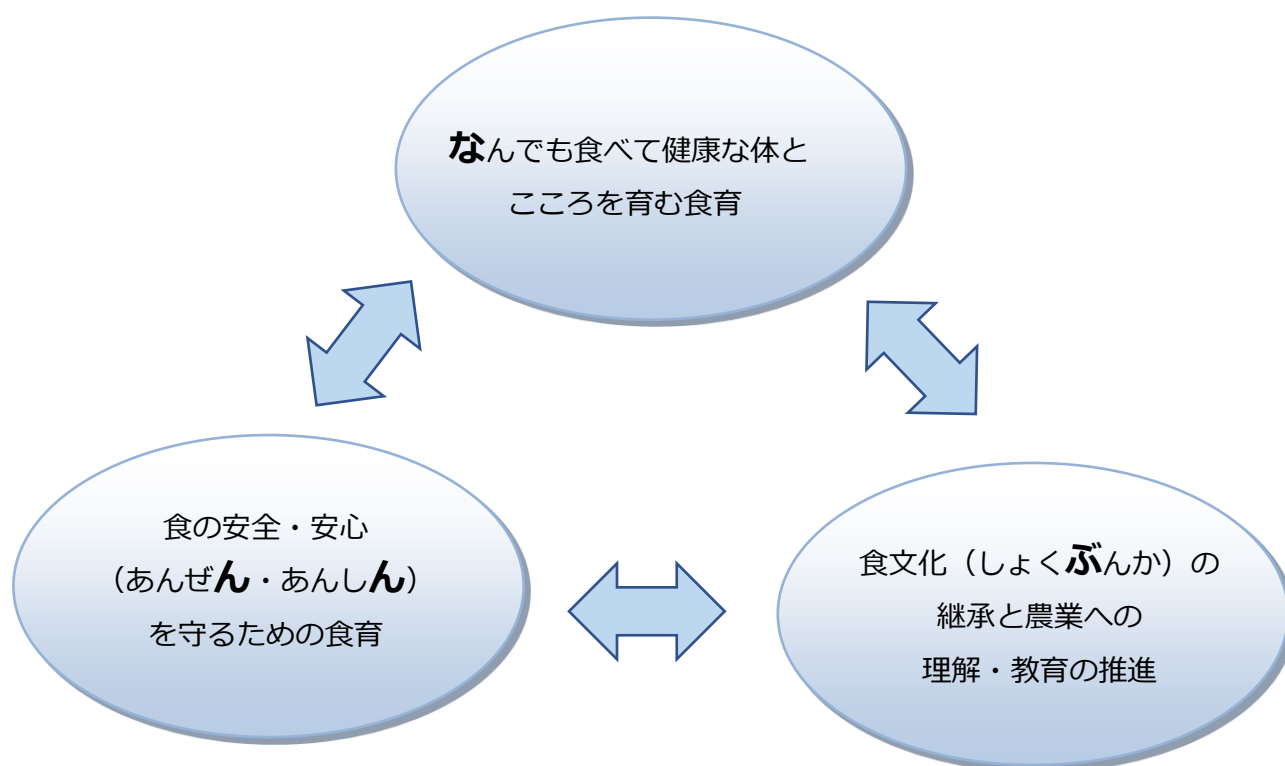
しかし、少子高齢化、核家族化、労働環境の多様化などライフスタイルの変化などにより食を取り巻く状況は大きく変化しています。生活習慣や食生活の乱れに起因した生活習慣病の増加など、食に関連した健康問題は依然として大きいことから、今後も時代にあった食育の推進が必要となっています。

南部町では、食育基本法に基づき、平成 21 年度に「南部町食育推進計画（平成 21 年度～平成 25 年度）」（以下「第 1 次計画」という。）、平成 26 年度に「第 2 次南部町食育推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、『南部町の「食」の恵みを大切に、「食」を通じ、心豊かで健康な生活の実現』を目標に掲げ、食育の推進に取り組んできました。これまでの取り組みの成果と、現状や課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第 3 次南部町食育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、本町の食育推進に関する基本的な事項を定めるものです。

また、本計画は「南部町総合振興計画」「南部町健康増進計画」を上位計画とし、すでに策定されている町の各種関連計画との整合・調和を図り、食育という側面で各計画を連結する役割を担うものとします。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、内容の見直しを図ることとします。

2009-2013 (H21~25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
見直し					見直し					
第1次	第2次南部町食育推進計画					第3次南部町食育推進計画				

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、南部町食育推進計画策定委員会を設置し、現状及び課題の分析や検討を行い、関係機関・団体の意見や提案を計画に反映するよう努めました。また、農林課、交流推進課、学務課、社会教育課、企画財政課と連携し、各分野の目標や取り組みについて協議しました。

6. 計画の進行管理

本計画の進捗状況を把握し、目標や方針、具体的な取り組みについて「南部町健康福祉推進協議会」において評価し、必要に応じて計画の内容を見直します。また、協議会や町民からの意見・提言を踏まえ、必要に応じて施策や次期計画に反映させます。



コラム 「笑う門には鍋がある」

南部町では、毎月 22(フー)日を「鍋の日」と定め、町民が鍋を囲んで家族や友人との絆やコミュニケーションの大切さを再確認する、「南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例（通称：鍋条例）」を定めています。この条例は、全国でも例がない南部町のオリジナル条例です。

鍋は日本の伝統的な食文化であり、鍋を囲むことで自然と笑顔が増え、会話も弾みます。それだけでなく、鍋料理はその地域や家庭ごとにも個性があり、多くの地元食材が使われることで、地産地消にもつながっていきます。

また、11 月には県内外の自慢のご当地鍋を一度に味わえる「あおもり鍋自慢」が開催されます。まさに、町全体が一体となって「鍋条例のまちづくり」を推進しています。

毎月 22 日は家族や友人と熱い鍋を「フーフー」しながら食べて、コミュニケーションを深めましょう。



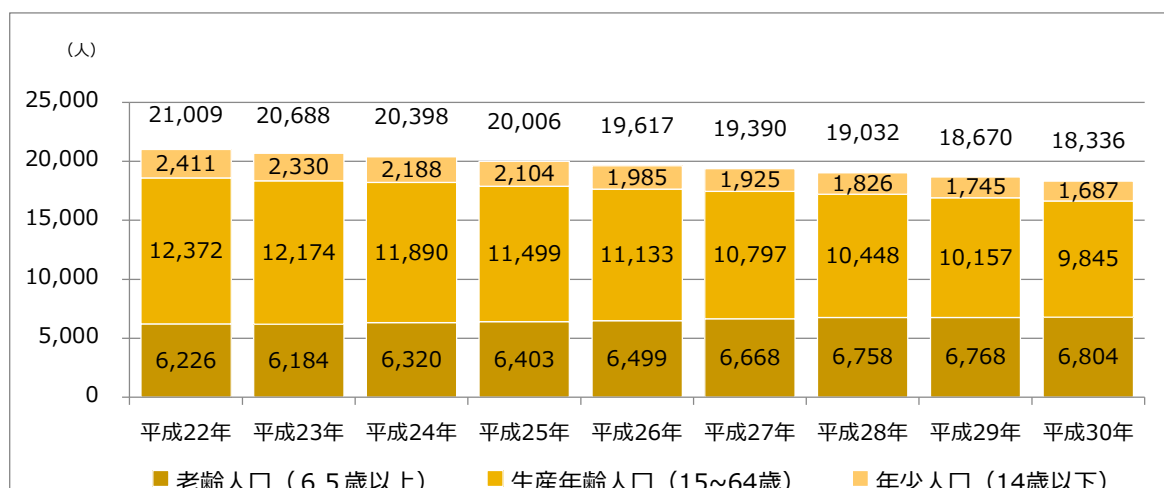
第2章 南部町の現状

1. 人口の推移

本町の総人口は、過去 10 年間で毎年右肩下がりに推移しており、住民基本台帳による平成 30 年 10 月 1 日現在の総人口は 18,336 人となっています。

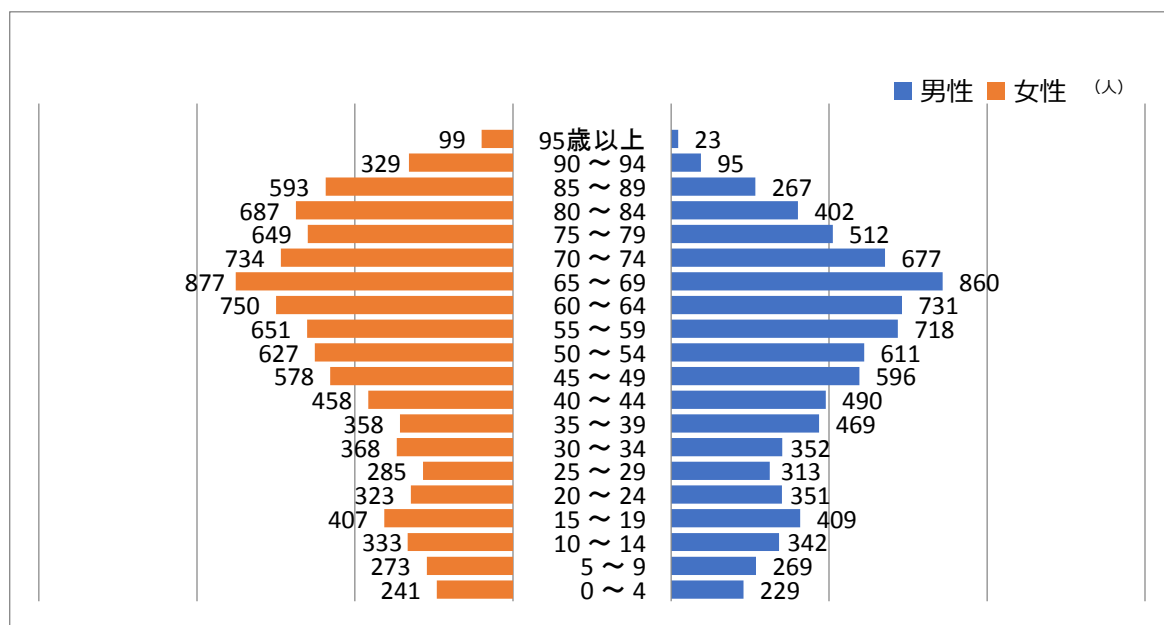
年齢 3 区分別の人口では、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少する一方、高齢人口（65 歳以上）は増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化が進行していることがうかがわれます。

【図 1-1 年齢 3 区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

【図 1-2 南部町 平成 30 年度人口ピラミッド】

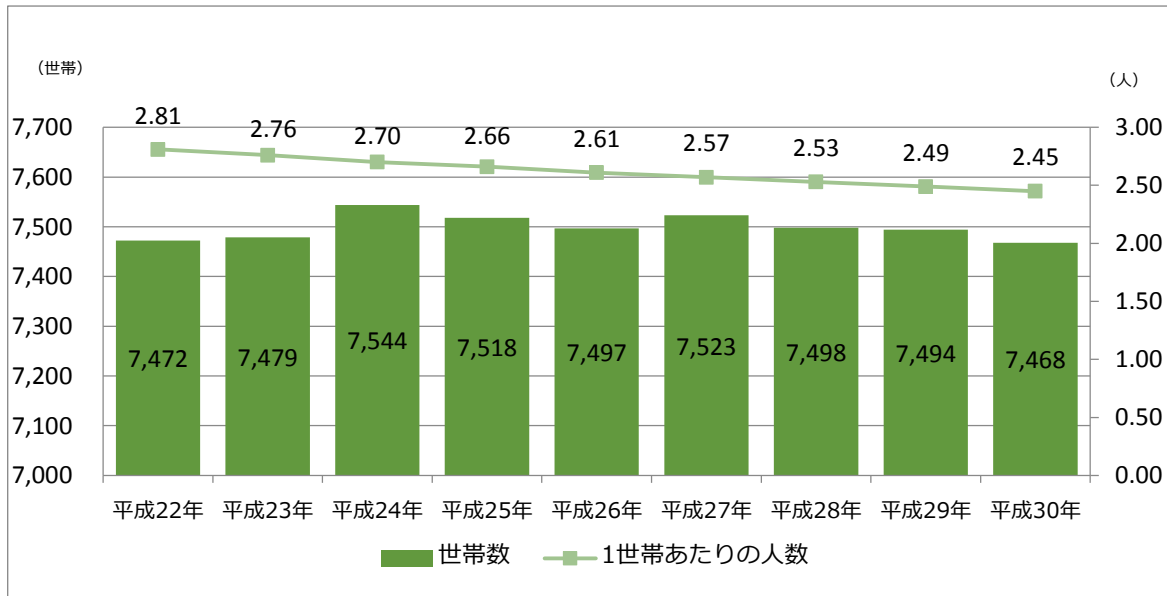


資料：住民基本台帳（10月1日現在）

2. 世帯の推移

世帯数は平成 24 年までに増加傾向にありましたが、平成 25 年に減少に転じ、平成 30 年の世帯数は 7,468 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.45 人と減少が進んでいます。

【図表 2-1 世帯数および 1 世帯あたり人数の推移】

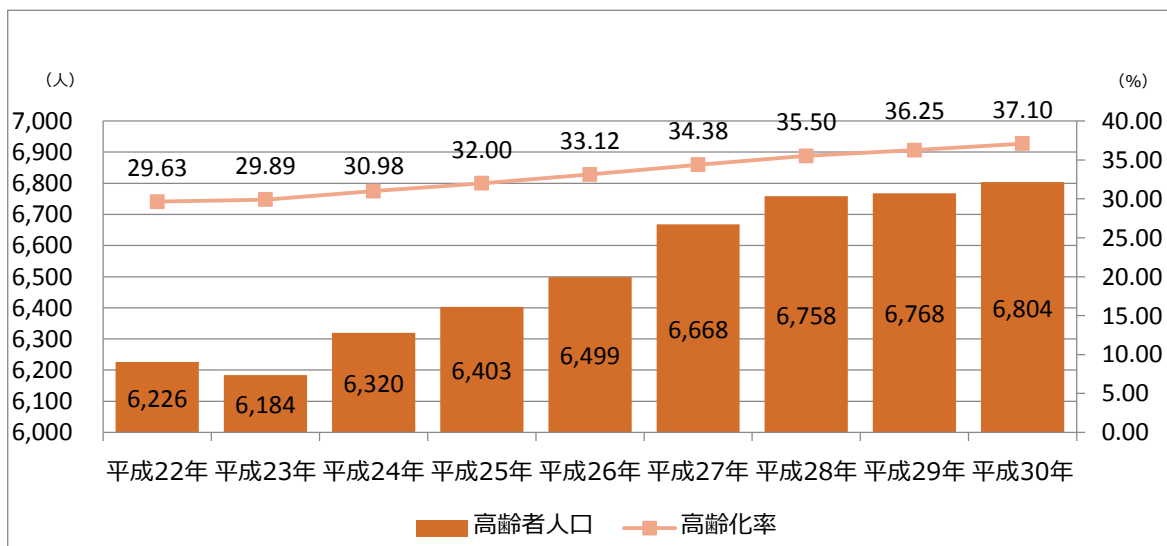


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

3. 高齢化率の推移

65 歳以上の高齢者人口は過去 10 年で増加傾向にあり、平成 22 年では 29.63%だった高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、平成 30 年には 37.10%となり、高齢化が進展しています。

【図表 3-1 高齢者人口と高齢化率の推移】

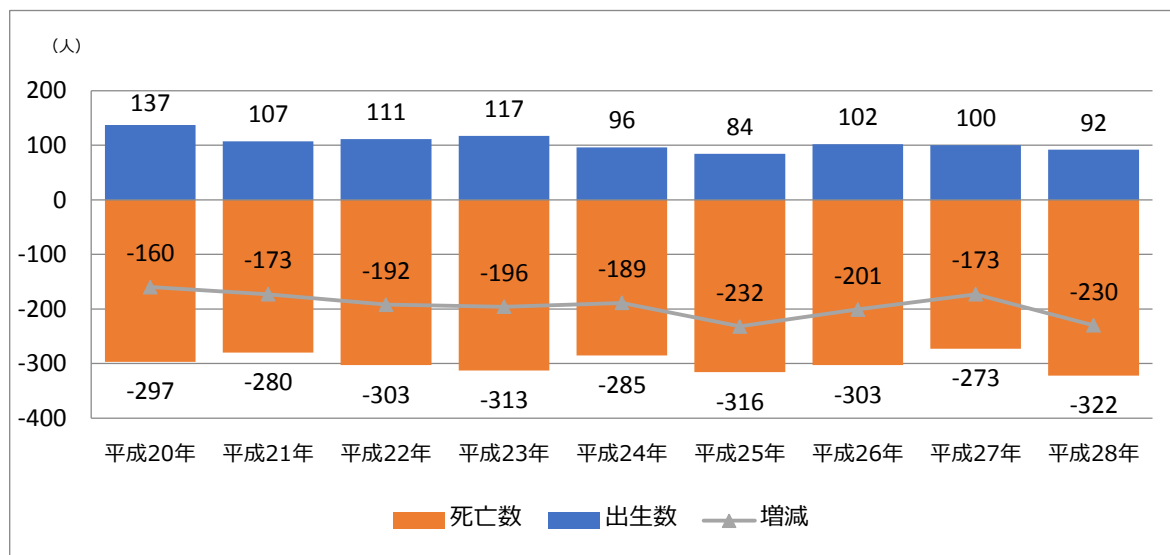


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

4. 自然動態（出生・死亡）の推移

自然動態については、死亡数が出生数を大きく上回っており、少子化の進行がうかがえます。

【図表 4-1 出生数と死亡数の推移（自然動態）】

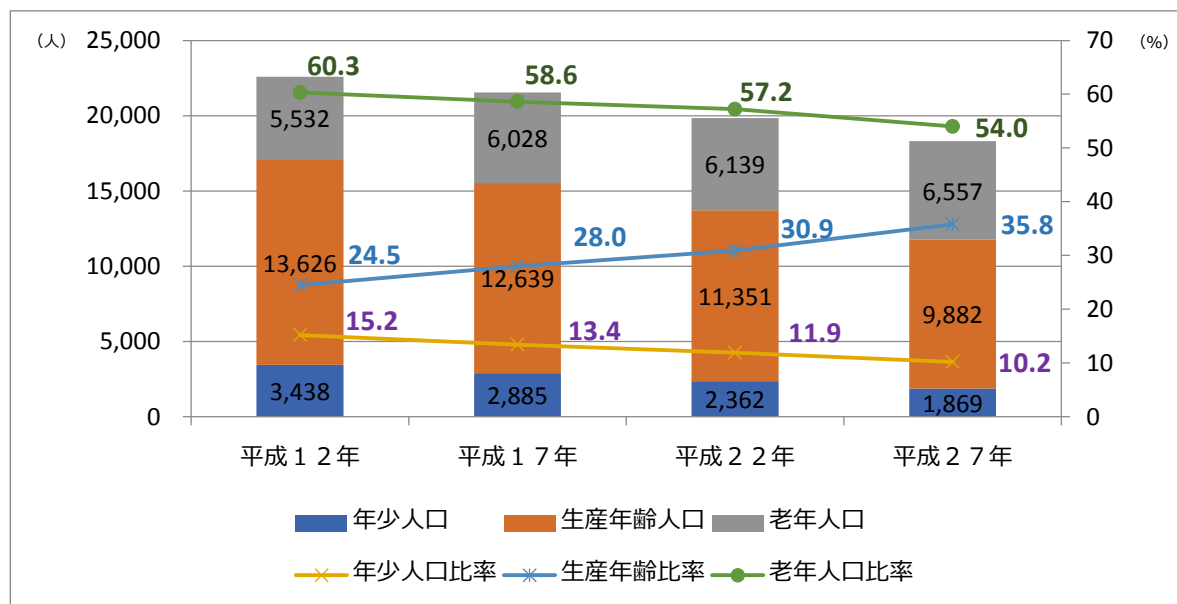


資料：青森県保健統計年報

5. 産業別就業人口の推移

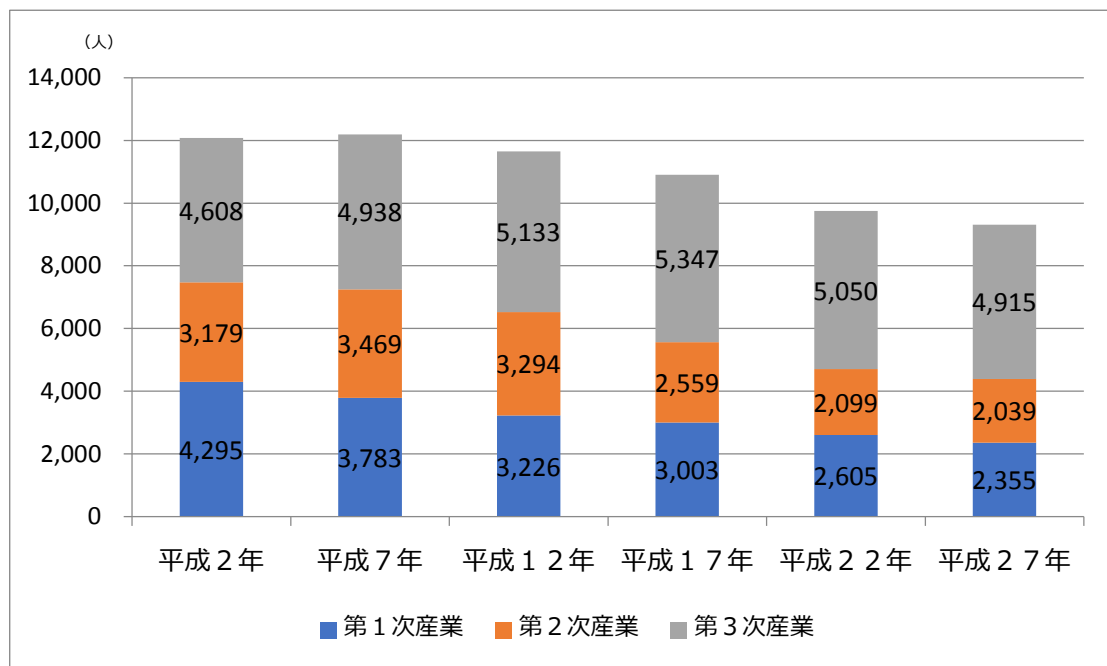
本町は、農業を基幹産業としていますが、少子高齢化や産業構造の変化などにより第1次産業は年々減少しています。

【図表 5-1 人口構成】



資料：南部町総合振興計画 H27 国勢調査

【図表 5-2 産業別就業人口】



資料：南部町総合振興計画 H27 国勢調査

※国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。産業大分類を3区分に集約した場合の内訳は以下のとおりです。

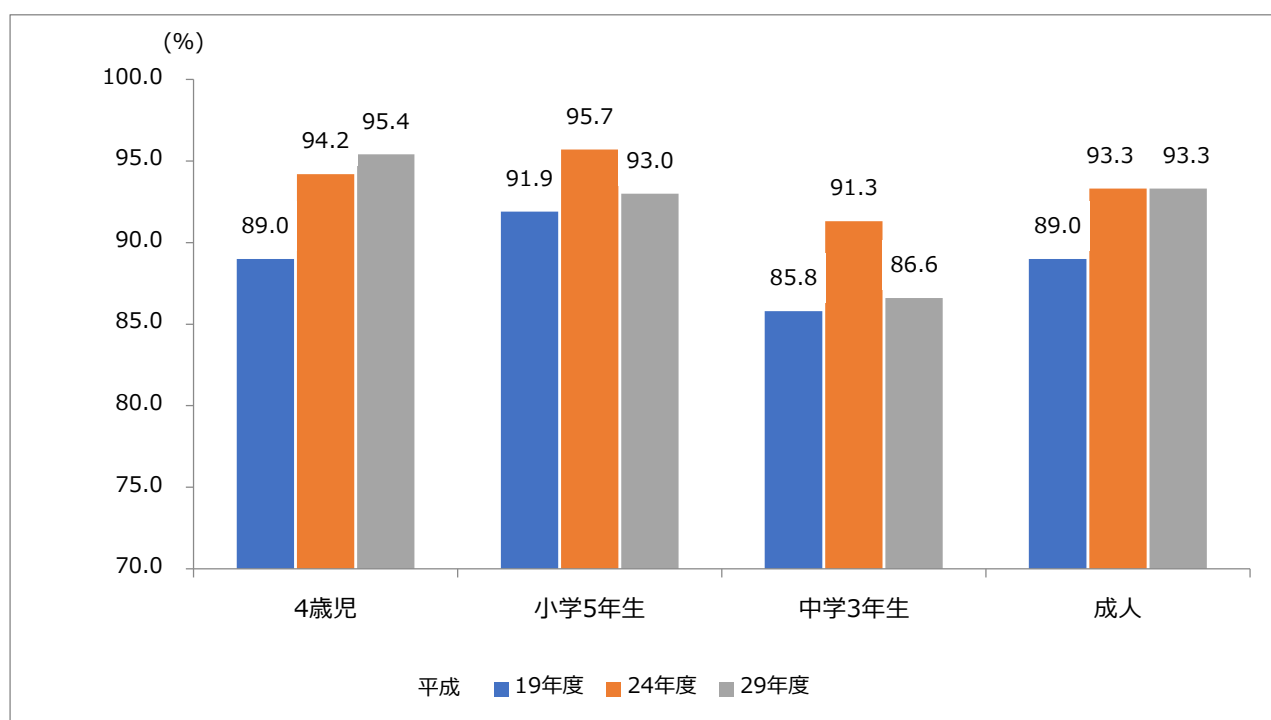
区 分	内 訳	
第1次産業	農業、林業	漁業
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸業、郵便業 金融業、保険業	建設業 製造業 情報通信業 卸売業、小売業 不動産業、物品賃貸業
第3次産業	学術研究、専門・技術サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 医療、福祉 サービス業 (他に分類されないもの)	宿泊業、飲食サービス業 教育、学習支援業 複合サービス事業 公務 (他に分類されるものを除く)

6. 健康づくり（栄養・食生活）の状況

毎日の朝食摂取率については、4歳児は改善傾向、小学5年生・中学3年生は低下、成人は横ばいとなっています。「よく噛んで食べている」割合は、小学5年生で改善し、中学3年生では横ばいです。また、「好き嫌いがない」割合は小学5年生・中学3年生ともに低下、「野菜が嫌いでない」割合は中学3年生で増加しています。「家族そろって食事をする」、「食事時にテレビを見ない」については小学5年生・中学3年生ともに改善傾向ですが、割合としては低いのが現状です。

肥満の割合については、小学5年生、中学3年生ともに平成24年度と比較すると低下しています。成人の肥満者の割合は横ばいで、全国・県平均より高くなっています。

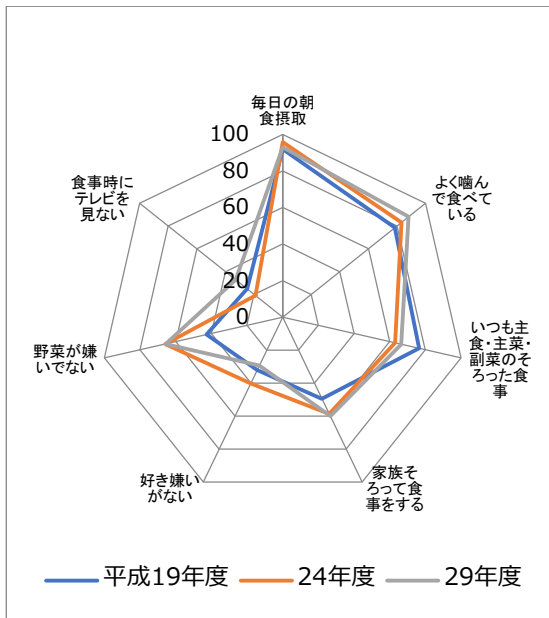
【図表 6-1 毎日の朝食摂取率】



※ 4歳児は H28 年度の数値

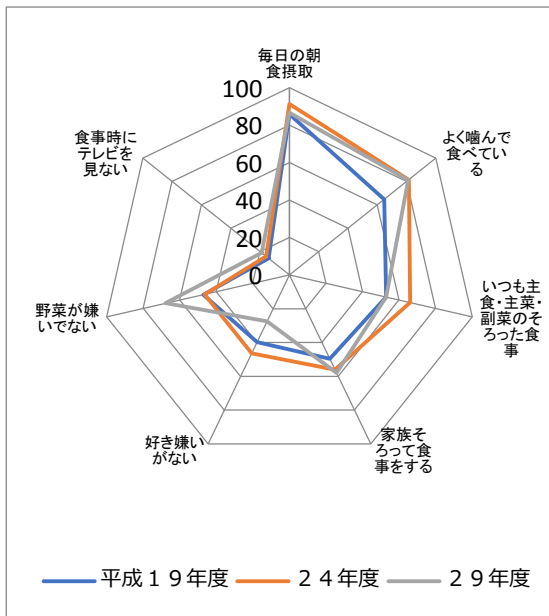
資料：第3次すこやか南部21
児童生徒健康調査
特定健診問診票
4歳児健康相談問診票

【図表 6-2 小学 5 年生の食習慣の状況】



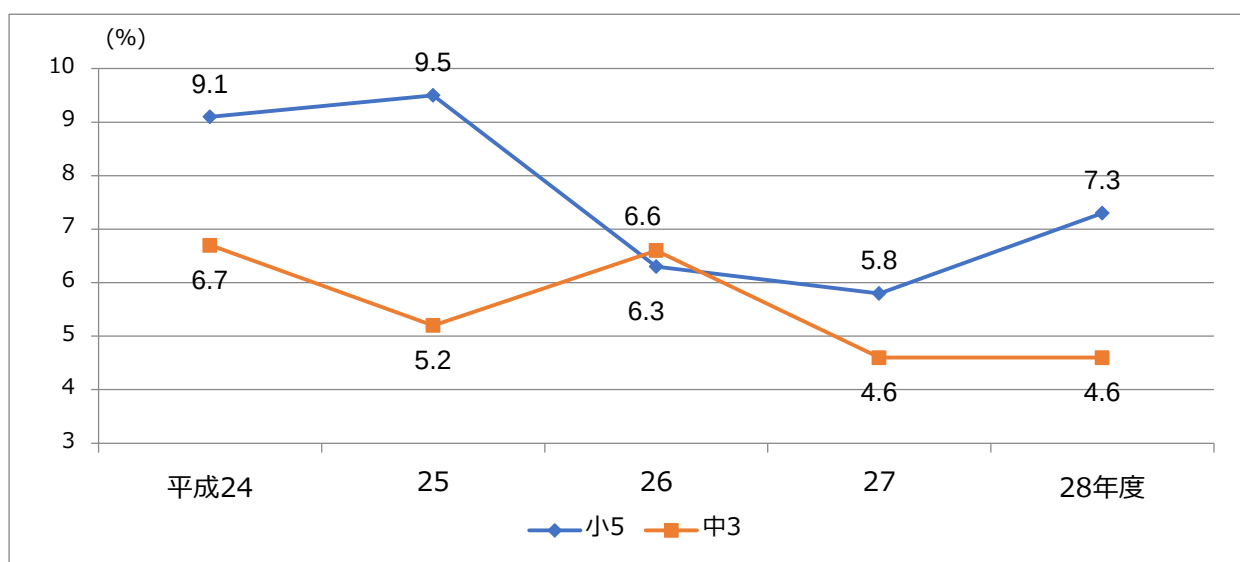
資料：第3次すこやか南部2 1

【図表 6-3 中学 3 年生の食習慣の状況】



資料：第3次すこやか南部2 1

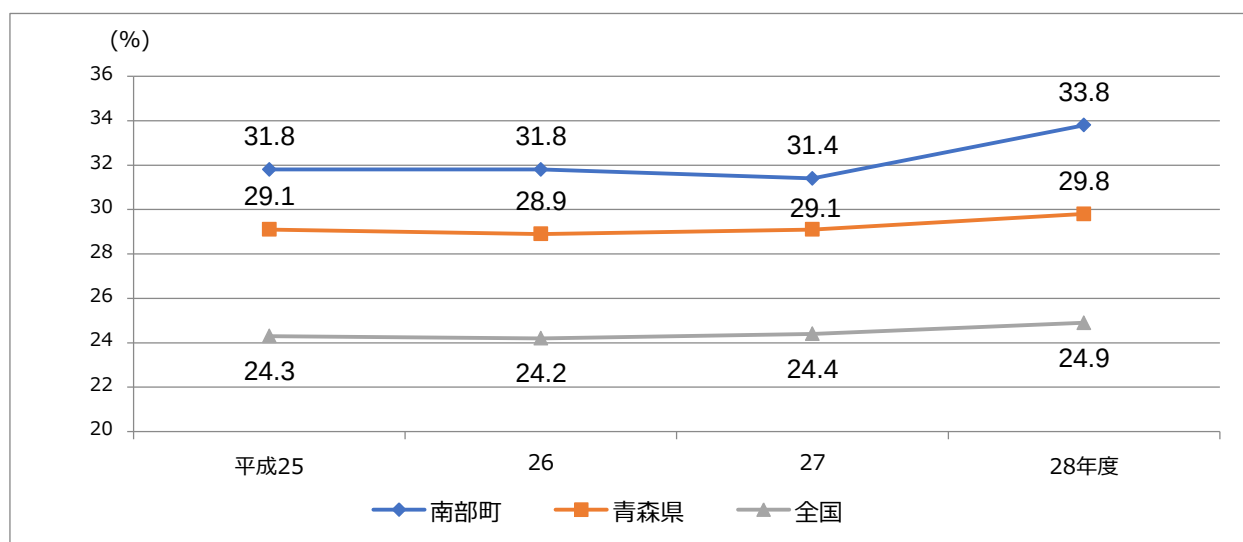
【図表 6-4 小学5年生・中学3年生の肥満割合の推移（中等度肥満～高度肥満）】



資料：第3次すこやか南部2 1

※文部科学省で実施している学校保健統計の調査では、性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を求めて、30%以上 50%未満を中等度肥満、50%以上を高度肥満としている。

【図表 6-5 成人の肥満者（BMI 25 以上）の割合】



資料：第3次すこやか南部2 1

※BMIは日本肥満学会による標準体重算定法。

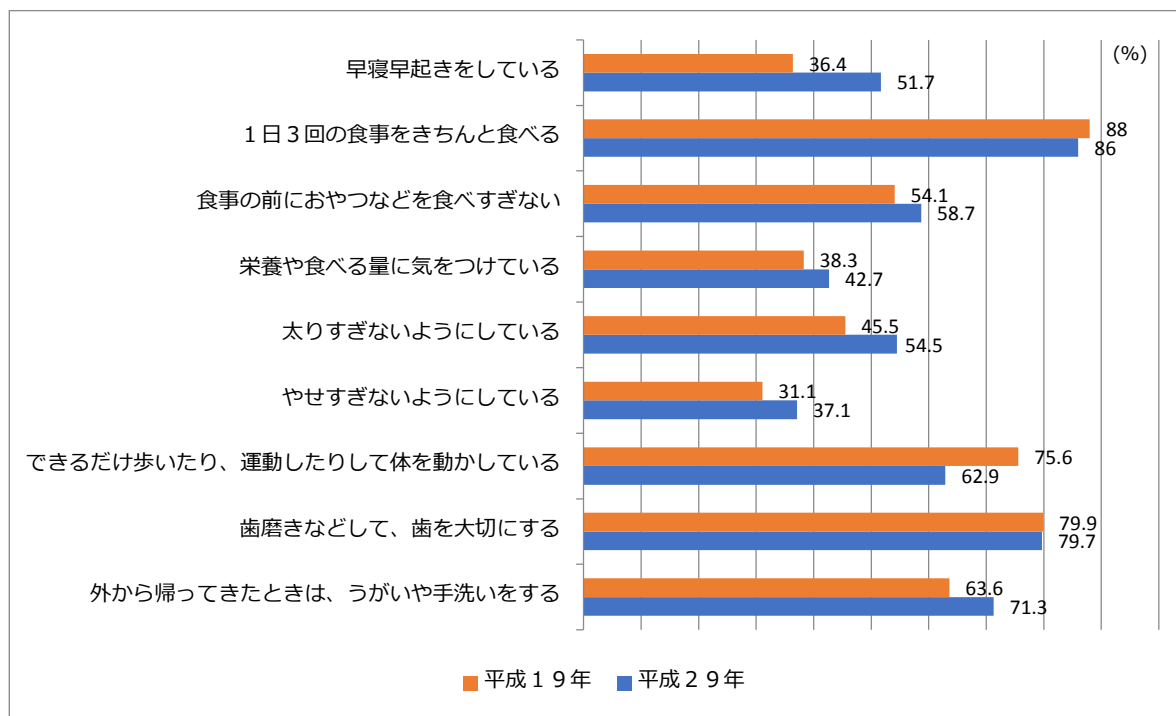
BMIの計算方法は、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

やせ(18.5未満)、標準(18.5～25)、肥満(25以上)。

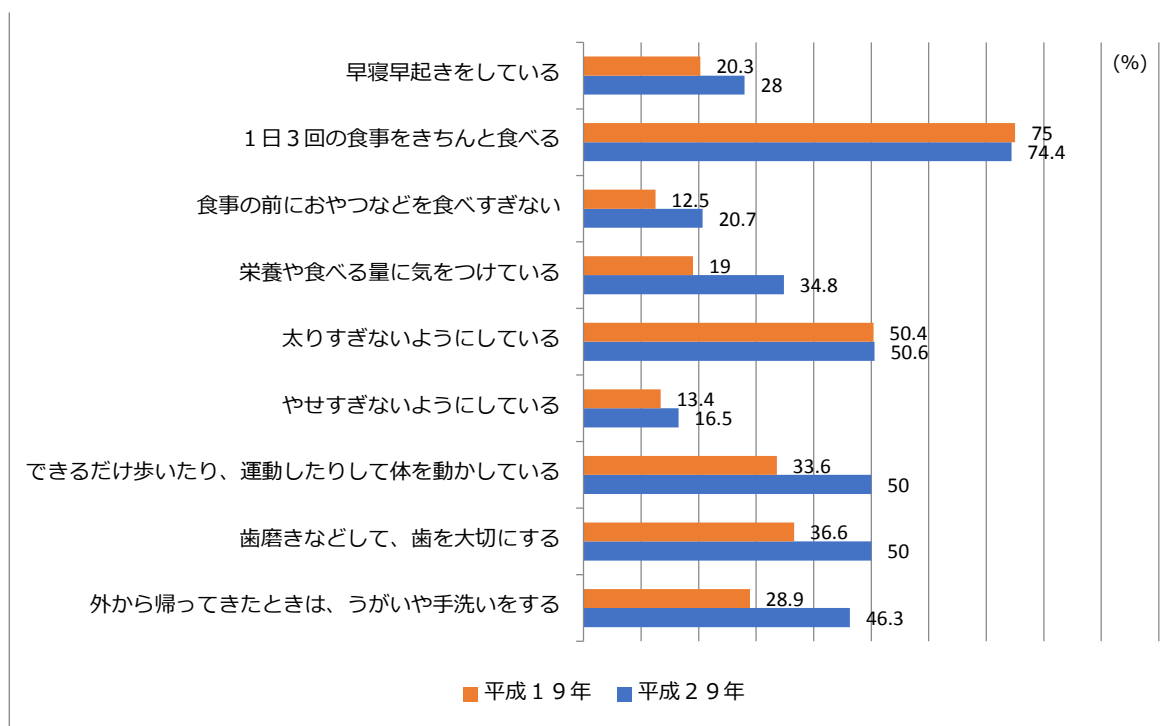
◆南部町児童生徒健康調査報告書より（平成29年度と19年度との比較）

※町内の児童・生徒および保護者を対象に行ったアンケート調査

【図表 6-6 いつもしていることや気をつけていること（小学5年生）】



【図表 6-7 いつもしていることや気をつけていること（中学3年生）】

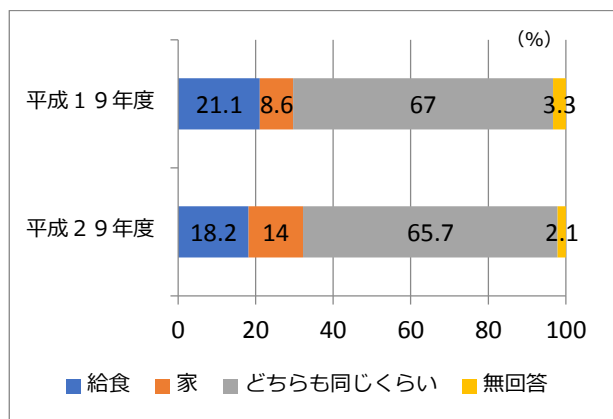


・早寝早起き、食事内容、歯磨きなど、生活習慣や食習慣に関する改善意識は、平成29年は平成19年より高い項目が増えています。

【図表 6-8 学校給食と家庭の味噌汁の塩分比較】

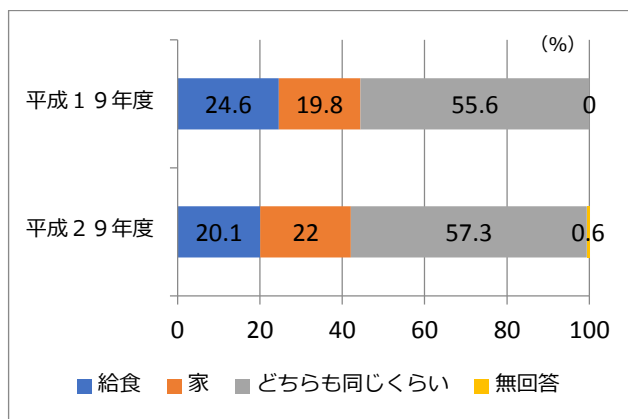
(小学5年生)

(問：学校給食で飲むみそ汁と家の食事のみそ汁では、どちらがしょっぱいと思いますか)

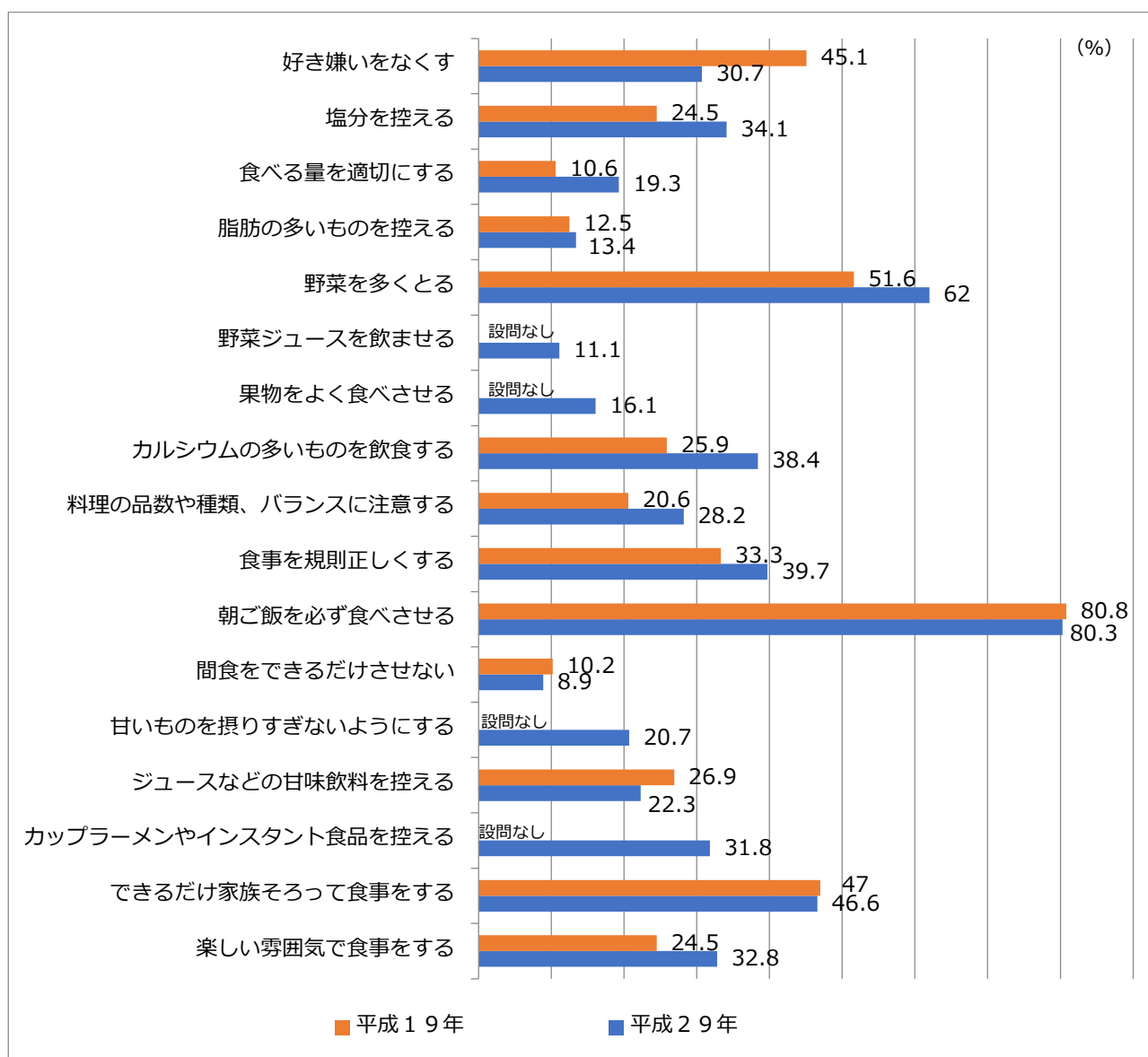


【図表 6-9 学校給食と家庭の味噌汁の塩分比較】

(中学3年生)



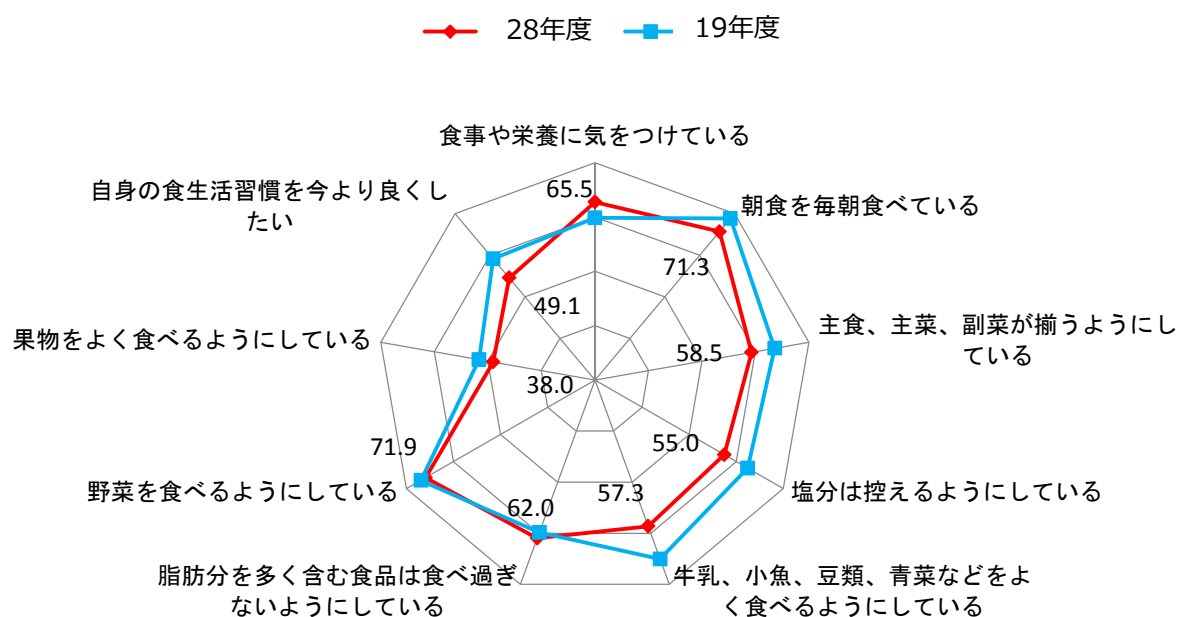
【図表 6-10 お子さんの食生活で注意していること (小学5年・中学3年保護者)】



◆南部町健康意識調査結果より（平成28年度と19年度との比較）

※無作為抽出により2000人に調査

【図表6-11 食生活(青壮年期：24歳～44歳)】

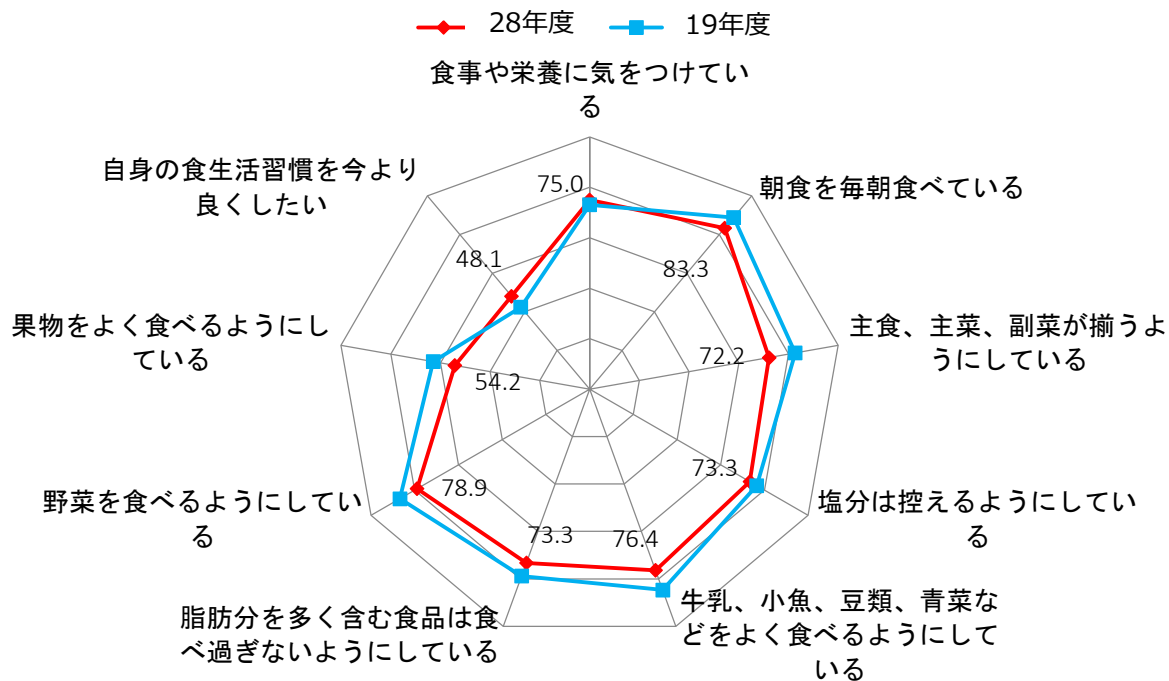


- ・自身の食生活の改善意識は、中年期・高齢期と比較して高くなっていますが、平成28年度は平成19年度より低くなっています。
- ・「食事や栄養に気をつけている」以外の項目について、平成28年度は平成19年度と同様、または低下しています。

項 目	28 年度	19 年度	比較
食事や栄養に気をつけている	65.5%	59.7%	↑
朝食を毎朝食べている	71.3%	77.6%	↓
主食、主菜、副菜が揃うようにしている	58.5%	67.2%	↓
塩分は控えるようにしている	55.0%	64.9%	↓
牛乳、小魚、豆類、青菜などをよく食べるようにしている	57.3%	70.1%	↓
脂肪分を多く含む食品は食べ過ぎないようにしている	62.0%	59.7%	↑
野菜を食べるようにしている	71.9%	73.9%	↓
果物をよく食べるようにしている	38.0%	43.3%	↓
自身の食生活習慣を今より良くしたい	49.1%	58.2%	↓

(↑改善 ↓悪化)

【図表 6-12 食生活(中年期45歳～64歳)】

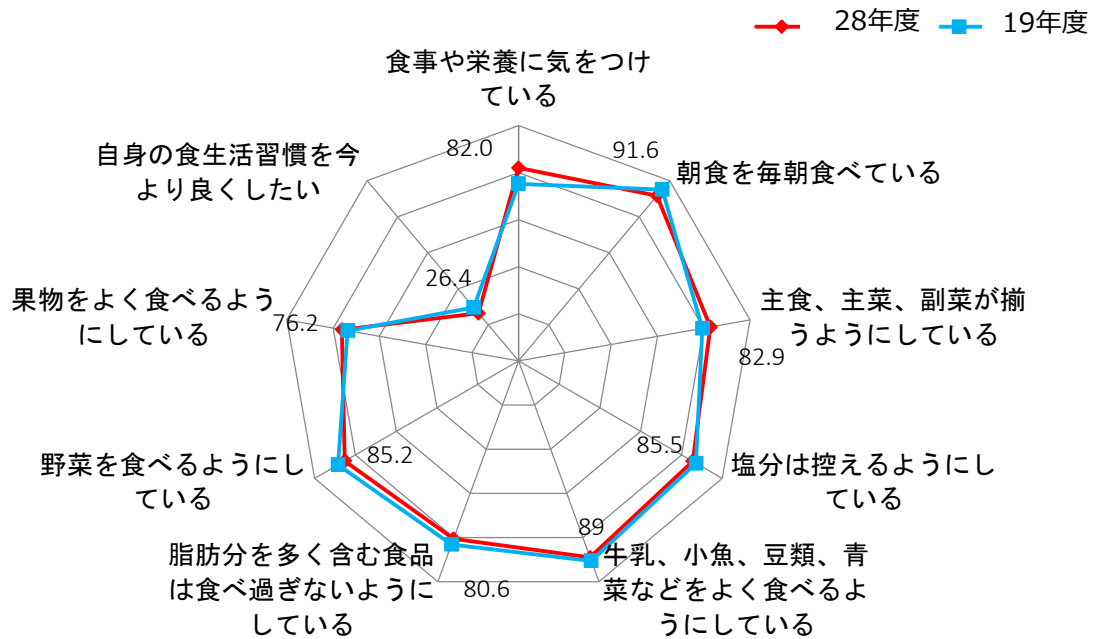


- ・食生活の改善意識については、平成 28 年度は平成 19 年度より高くなっています。
- ・「食事や栄養に気をつけている」、「食生活を今より良くしたい」は、平成 28 年度は平成 19 年度より高くなっており、その他の項目では低下しています。

項 目	28 年度	19 年度	比較
食事や栄養に気をつけている	75.0%	73.1%	↑
朝食を毎朝食べている	83.3%	88.8%	↓
主食、主菜、副菜が揃うようにしている	72.2%	82.7%	↓
塩分は控えるようにしている	73.3%	76.5%	↓
牛乳、小魚、豆類、青菜などをよく食べるようにしている	76.4%	84.7%	↓
脂肪分を多く含む食品は食べ過ぎないようにしている	73.3%	78.8%	↓
野菜を食べるようにしている	78.9%	86.8%	↓
果物をよく食べるようにしている	54.2%	62.9%	↓
自身の食生活習慣を今より良くしたい	48.1%	42.4%	↑

(↑改善 ↓悪化)

【図表6-13 食生活(高齢期：65歳～80歳)】



- ・「食事や栄養に気をつけている」「主食・主菜・副菜が揃うようにしている」「果物をよく食べるようにしている」の項目について、平成 28 年度は平成 19 年度より改善しています。

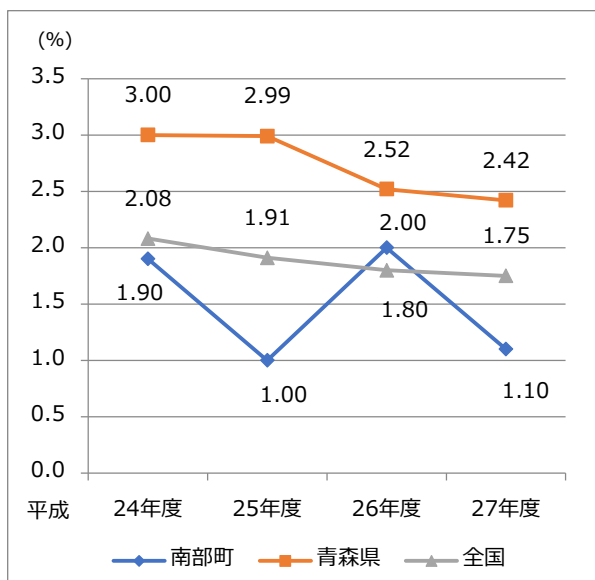
項 目	28 年度	19 年度	比較
食事や栄養に気をつけている	82.0%	75.3%	↑
朝食を毎朝食べている	91.6%	95.1%	↓
主食、主菜、副菜が揃うようにしている	82.9%	79.4%	↑
塩分は控えるようにしている	85.5%	87.2%	↓
牛乳、小魚、豆類、青菜などをよく食べるようにしている	89.0%	90.5%	↓
脂肪分を多く含む食品は食べ過ぎないようにしている	80.6%	83.1%	↓
野菜を食べるようにしている	85.2%	88.5%	↓
果物をよく食べるようにしている	76.2%	73.7%	↑
自身の食生活習慣を今より良くしたい	26.4%	29.6%	↓

(↑改善 ↓悪化)

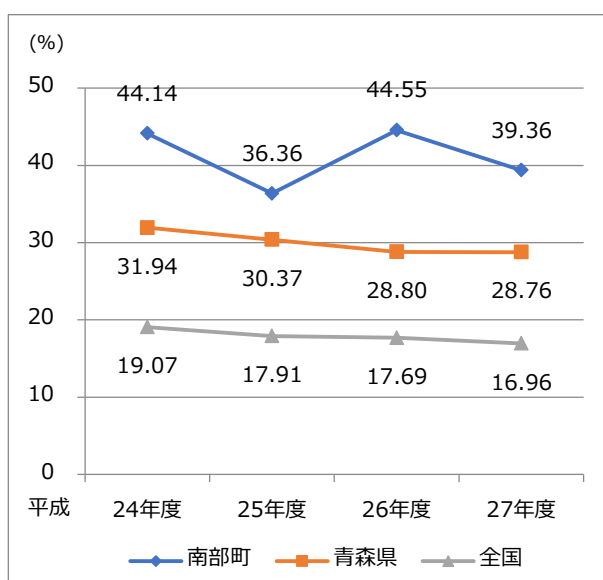
7. 歯科口腔の健康の状況

う歯保有率は1歳6か月児で全国・県平均と比較して低くなっていますが、3歳児では高く、一人当たりの平均う歯本数も多い傾向にあります。また、3歳児の甘味食品を習慣的に飲食する割合は高い状況にあります。う歯予防のための歯みがき指導や食事・間食についての栄養指導を継続し、歯科専門職の協力による歯科保健対策を進めていく必要があります。

【図 7-1 1歳6か月のう歯保有率】

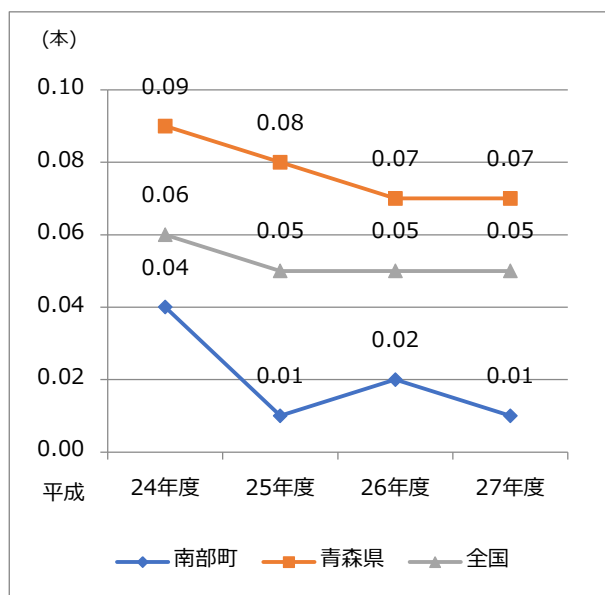


【図 7-2 3歳児のう歯保有率】

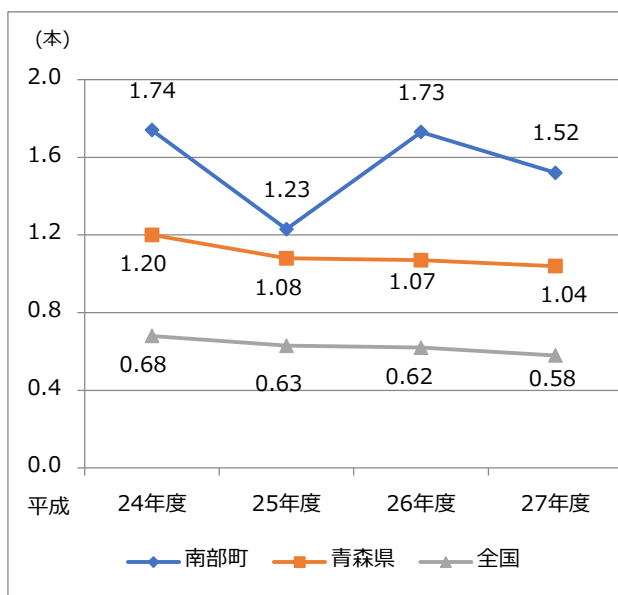


資料：青森県市町村別う歯有病率状況調査

【図 7-3 1歳6か月児一人あたりの平均う歯本数】

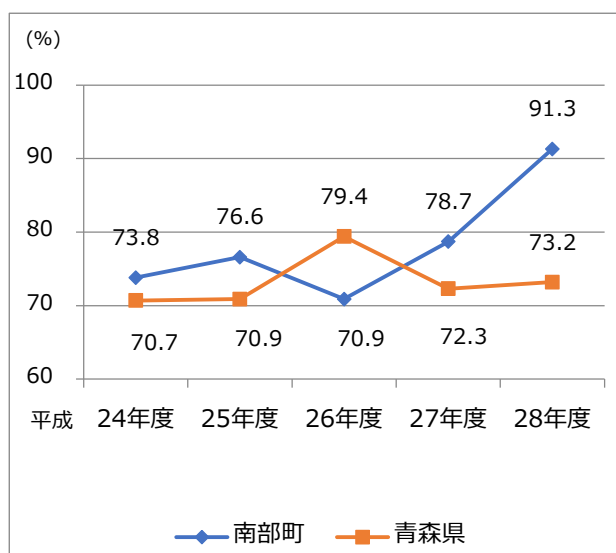


【図 7-4 3歳児一人あたりの平均う歯本数】

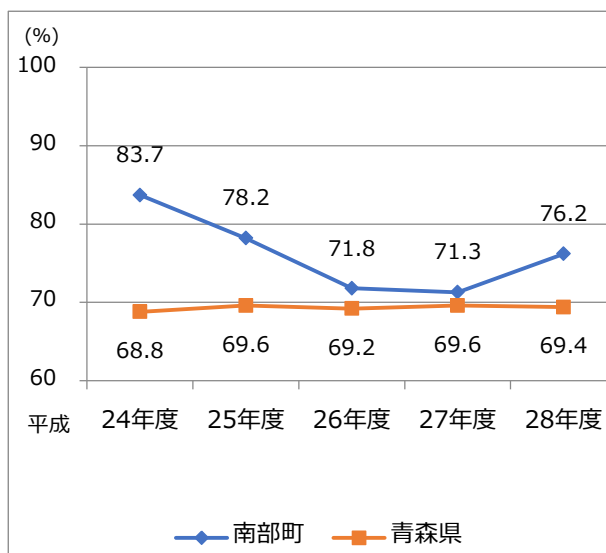


資料：青森県市町村別う歯有病率状況調査

【図 7-5 間食を与える時間を決めている割合】
(1 歳 6 か月児)

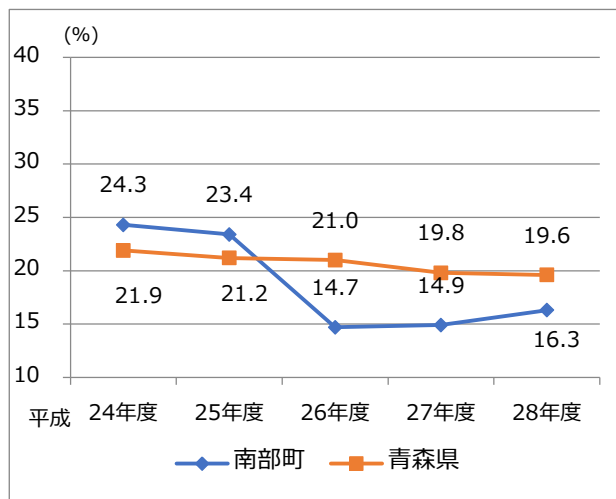


【図 7-6 間食を与える時間を決めている割合】
(3 歳児)

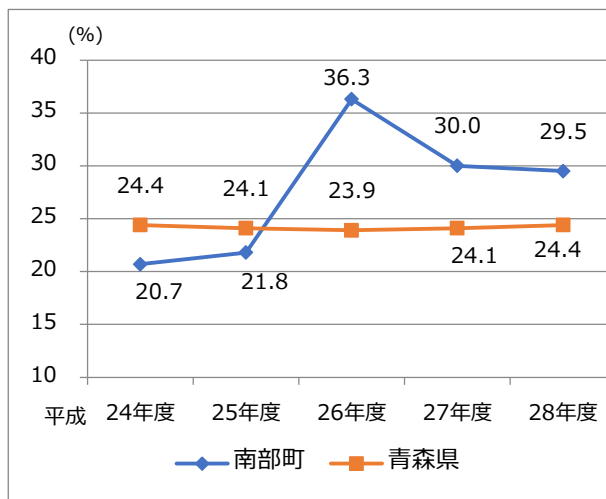


資料：第3次すこやか南部2 1

【図 7-7 甘味食品を1日3回以上習慣的に飲食する割合】
(1 歳 6 か月児)



【図 7-8 甘味食品を1日3回以上習慣的に飲食する割合】
(3 歳児)



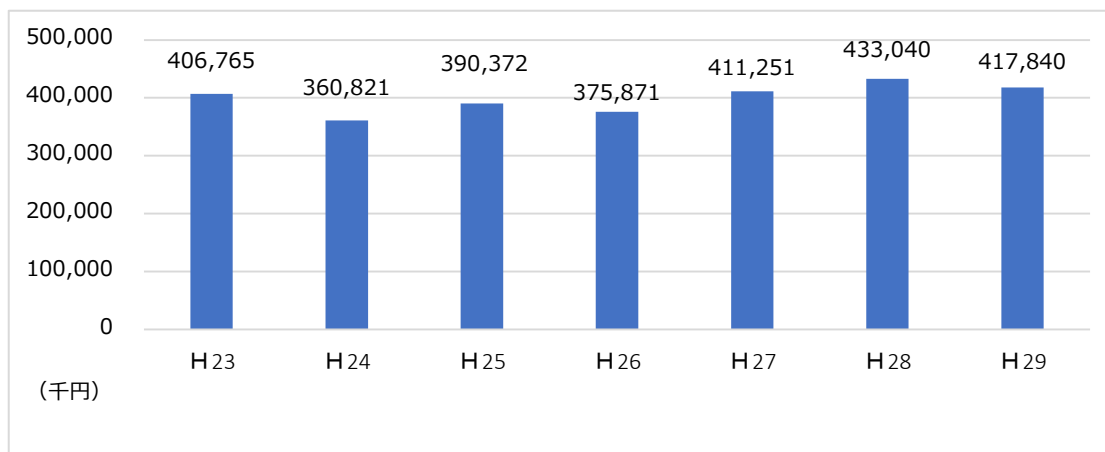
資料：第3次すこやか南部2 1

8. 地産地消と食の安全

(1) 町内産直施設の販売額

町内の産直施設、名川チェリーセンター・そばの里けやぐ・なんぶふるさと物産館・ふくちジャックドセンターの年間の販売額は、平成 23 年に比べて減少しましたが、平成 27 年度以降は増加傾向にあり、食の安全・安心に対する関心の高まりとともに、生産者の顔が見える地場産品を地元で消費する「地産地消」が着実に浸透しています。

【図 8-1 町内 4 産直施設の販売額】



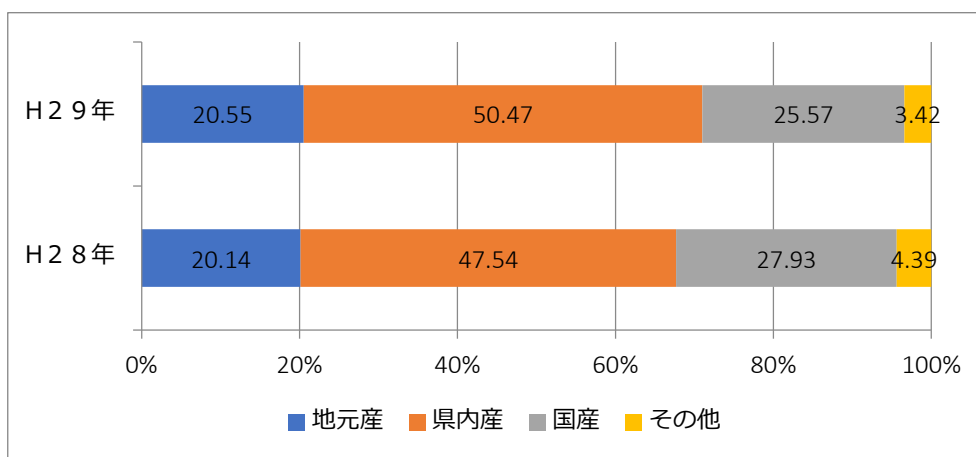
資料：農林課・直売施設販売状況調査

(2) 学校給食における地元産食材使用状況

学校給食は、児童生徒が地元産食材に親しむことで、将来にわたる地元産食材の消費の担い手となり、地産地消に繋がる機会になります。

町内の学校給食センターの平成 29 年度の産地別食材の利用率は、南部町産食材は 20.55%、県内産食材は 50.47%、国産食材は 25.57%となっています。

【図 8-2 給食センターにおける産地別食材利用率】



資料：農林課・平成 28、29 年度給食センター食材調査

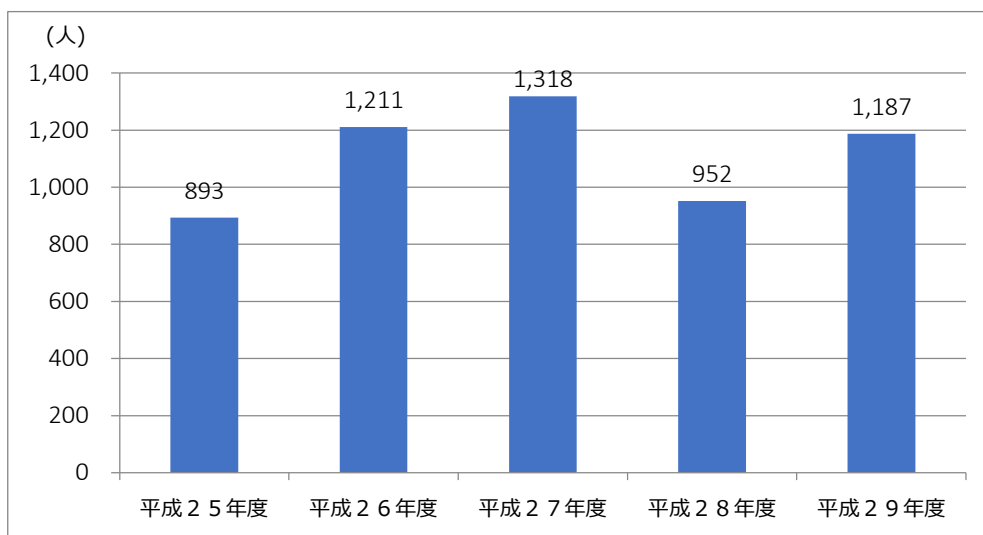
9. 食とのふれあい

三八管内をはじめとした県内各地からの農業体験研修や、全国から訪れる農業体験修学旅行の受け入れのほか、サクランボやモモ、ブドウ、リンゴなど四季折々に収穫される特産果樹を活用して、通年型の農業観光に取り組んでいます。

(1) 農業体験修学旅行などの受け入れ

農業体験を交えた研修や修学旅行などの受け入れ人数は、年間 1,000 人程度で推移しています。

【図 9-1 農業体験修学旅行などの受け入れ人数の推移】

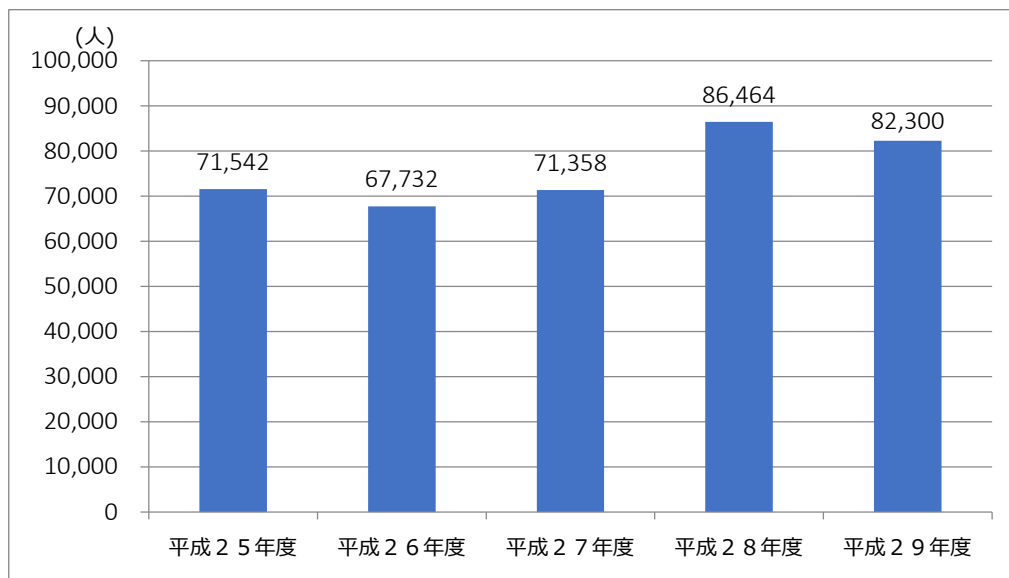


資料：交流推進課・農業体験修学旅行など受け入れ実績

(2) 通年農業観光体験者数

サクランボ狩りを中心とした、各種フルーツ狩りに人気が高まり、体験者数が年間 80,000 人を越えています。

【図 9-2 通年農業観光体験者数の推移】



資料：交流推進課・農業観光体験利用者状況調査

第3章 第2次南部町食育推進計画の取り組みと評価

1. 評価の目的及び方法

第2次計画は、平成26年度から30年度までの5年間の計画期間として、平成26年度に策定されました。

～第2次 南部町食育推進計画の基本方針と推進目標～

《基本方針》

南部町の「食」の恵を大切に、「食」を通じ心豊かで健康な生活の実現を目指します。

- 《推進目標》
1. 健康な体とところをはぐくむ食育
 2. 食の安全・安心を守るための食育
 3. 学び・伝える食育

《具体的な方向性》

1. ライフステージごとの取り組み
 - (1) 乳幼児期の食育の推進
 - (2) 学齢期の食育の推進
 - (3) 成人期の食育の推進
2. 地産地消と食の安全確保
3. 食のふれあいの推進

食育推進の成果を客観的に把握するため、具体的な方向性ごとに数値目標を設定しています。各目標の達成状況を評価するとともに今後の課題について以下のとおりまとめました。

《達成度の評価方法》

A	「目標値」を達成
B	「目標値」に達していないが、改善傾向にある
C	変わらない
D	悪化している

《達成度のまとめ》

	結果（項目）
A	6
B	2
C	4
D	6

2. 取り組みと評価

(1) 乳幼児期・学齢期の食育の推進

指 標	第2次計画策定時（H24）		最終評価（H29）	目標値	達成度
①毎日の朝食摂取率	3歳児	94.2%	96.8%	100%	B
	小学5年生	95.7%	93.0%		D
	中学3年生	91.3%	86.6%		D
②野菜が嫌いな子どもの割合	小学5年生	34.2%	34.3%	減少	C
	中学3年生	53.7%	32.3%		A
③おやつ時間を決めている割合	3歳児	83.8%	76.2%	増加	D
④家族など、誰かと食事をする子どもの割合	小学5年生	85.3%	84.6%	増加	C
	中学3年生	78.3%	78.0%		C

○出典 ①3歳児健康診査問診票・第3次すこやか南部21

②③④第3次すこやか南部21

4項目8指標のうち、「A」は1指標、「B」は1指標、「C」は3指標、「D」は3指標でした。毎日の朝食摂取率については、3歳児は改善傾向、小学5年生・中学3年生では低下という状況でした。野菜が嫌いな子どもの割合は、小学5年生で横ばい、中学3年生で大きく改善しています。3歳児でおやつ時間を決めている割合は低下しています。

【取り組み状況】

(乳幼児期)

- ・発達段階に応じた基本的な生活習慣や適切な食生活についての指導
- ・地域の食材や食文化に触れる機会の提供
- ・保育園・児童館・幼稚園における野菜などの栽培や収穫体験

(学齢期)

- ・学校やPTAと連携を図り、親子面談や食育教室などを活用した指導機会の充実
- ・成長発達を促す発達段階に応じた食育の取り組みを学校・家庭・地域と連携して実施

【評価及び課題】

(乳幼児期)

- ・望ましい食習慣を身につけるための指導をさらに強化する必要があります。
- ・朝食摂取率は改善していますが、今後は食事内容を重要視した指導を行う必要があります。
- ・間食の摂り方は、回数や内容により肥満やむし歯の原因になります。1歳6か月児及び3歳児のむし歯保有率が県平均より高いことから間食の摂り方について指導を強化する必要があります。

(学齢期)

- ・本人の生活習慣や食習慣に対する意識を啓発するため、調理実習や講話などをおして食に関わる体験ができるよう食育教室や健康教室を継続実施します。朝食摂取の重要性を理解させ、正しい食習慣が身につくような指導を強化する必要があります。
- ・バイキング式給食をおして、栄養バランスを考えながら自分に合った食事量を知る体験ができました。今後も継続実施します。

(2) 成人期の食育の推進

指 標	第2次計画策定 (H24)	最終評価 (H28)	目標値	達成度
①毎日の朝食摂取率	94.2%	93.3%	100%	C
②食事バランスガイドを参考にしている人の割合	14.5%	12.9%	40%	D
③飲食店や食品売り場で栄養成分表示を見るようにしている人の割合	40.0%	33.7%	45%	D
④適正体重を維持する食事量を知っている人の割合	37.2%	41.1%	40%	A
⑤塩分を控えている人の割合	85.6%	74.2%	90%	D

○出典 ①③④⑤第3次すこやか南部21 ②健康意識調査

5項目5指標のうち、「A」は1指標、「C」は1指標、「D」は3指標でした。

適正体重を維持する食事量を知っている人の割合は目標を達成していますが、食事バランスガイドや栄養表示を参考にしている人の割合、塩分を控えている人の割合は目標を下回っています。

【取り組み状況】

- ・適切な食事量や栄養バランスについて学習できる機会の提供
- ・食生活改善推進員や自主活動団体と連携し、正しい食生活の普及・啓発
- ・健康によい食生活を推進するためのボランティアの育成
- ・体調に合った食生活が実践できるような知識の普及、意識啓発

【評価及び課題】

- ・働き盛り世代への、食に関する普及啓発のための機会は少ないため、乳幼児健診や中学生親子面談など、保護者と関わる事業では、子どもの食生活だけでなく、家族の食生活についても見直しができるような指導を行う必要があります。
- ・健診結果に基づき、生活習慣病予防や疾病の改善に自主的に取り組めるよう、個別指導をおして生活スタイルに合わせた具体的な指導を行う必要があります。
- ・食生活改善推進員養成講座は、2年に1回開催しており、今後も継続実施していく必要があります。

(3) 地産地消と食の安全確保

指 標	第2次計画策定時（H25）	最終評価（H29）	目標値	達成度
給食センターにおける 地元産食材の利用率	19.85%	20.55%	増加	C

農林課調べ

【取り組み状況】

- ・地域ブランドの確立に向けての検討
- ・産直施設および生産者団体と連携を図り、学校給食における地元産食材の利用割合を拡大するためのシステムの検討
- ・地元産食材の安全性の確保と情報提供の推進

【評価及び課題】

食の安全確保のためには、供給側が安全に対する取り組みを確実に実施していくことが基本になりますが、加えて、生産者・事業者・行政間のコミュニケーションにより、食に関する安全情報などが正しく伝わり、理解されるための安心の方策を同時に実施することによって、食の安全を確かなものとする必要があります。

学校給食における地元産食材の使用割合は約 20%となっており、今後も児童・生徒へ、安全・安心な給食の提供をしていくためにも、地元産直施設や生産者団体との連携と情報提供を推進しながら、地元産食材の利用割合を拡大する体制づくりに努めていかなければなりません。

(4) 食のふれあいの推進

指 標	第2次計画策定時（H25）	最終評価（H29）	目標値	達成度
消費者との意見交換会	年 1～2 回	年 2 回	年 3 回	C
農業体験修学旅行生等の 受け入れ者数	1,045 人	1,187 人	1,250 人	B
通年農業観光体験者数	71,542 人	82,300 人	70,000 人	A
教育ファームの利用者数	9 人	16 人	15 人	A

交流推進課調べ

【取り組み状況】

○食と農に対する消費者・生産者の相互理解

- ・町内に加え、首都圏などで開催された各種農産物販売イベントなどに積極的に参加し、聞き取りにより消費者ニーズを調査しました。また、観光農園内での交流やアンケートによる消費者ニーズの把握に努めました。
- ・農業体験修学旅行生などの農家民泊・農業体験の受け入れ、サクランボ狩りなどの収穫体験の

受け入れを行いました。また、農業体験修学旅行で訪れた学校へ農家が赴き、農産物の直売を行いました。

○教育ファームの推進

- ・「達者村楽農クラブ」の会員が共同で様々な農産物の栽培を行い、農業知識を習得したほか、収穫した農産物によるイベントを通じ、会員相互及び参加者との交流を深めました。
- ・農家指導のもと、町内高校生や中学生が実際の農作業に従事し、「食」や「農」に対する理解を深めました。
- ・来訪する季節や来訪者の年代層、目的に合わせて、適切な農業体験プログラムを提供しました。

○食文化継承の取り組み

- ・受け入れ体制の確立を達者村づくり委員会で検討しました。
- ・家庭教育講座・学校と地域ネット推進事業として、町内在住の講師を設定し、地元食材を利用した郷土料理教室を開催しました。

【評価及び課題】

○食と農に対する消費者・生産者の相互理解

- ・達者村農業観光振興会が中心となり、生産者と消費者または販売店が直接結びついた体制づくりが行われました。
- ・受入団体の新規会員の勧誘・入会や研修会などによる安定した受け入れ体制の整備が課題となります。

○教育ファームの推進

- ・「達者村楽農クラブ」会員の農業知識・技術の習得、町内の高校生・小中学生の農業体験などが行われました。実施内容の見直し、改善を図り継続して実施させることが課題となります。

○食文化継承の取り組み

- ・食文化継承について、達者村づくり委員会での継続した検討と実施が課題となります。
- ・家庭教育講座・学校と地域ネット推進事業は、食文化の継承や参加者同士の交流、地元食材の活用など、様々な面でメリットが多いため、今後も開催を検討します。

【くだもの狩り】



3. これまでの町および各団体の取り組み

(1) 健康福祉分野における取り組み

①保健事業における取り組み

ア. 乳幼児期の食育指導

○乳幼児健康相談

薄味で季節の食材を使った手作り離乳食の試食、減塩みそ汁試飲を行っています。

○乳幼児健診

子どもの発達段階に合わせた食事及び栄養指導を行っています。

イ. 学齢期の食育指導

○小学生健康教室

生活習慣・食生活について集団指導を実施しています。

○中学生健康教室

若年生活習慣病予防健康診査事後指導として生活習慣・食生活について集団指導を実施しています。

ウ. 成人期の食育指導

○健診事後指導

生活習慣病の予防と改善を目的に食生活・日常生活などについて集団指導と個別指導を実施しています。

エ. 高齢期

○介護予防教室

低栄養や骨粗鬆症、糖尿病の予防を目的に食生活について集団指導を実施しています。

【小学生健康教室】



【健診事後指導】



②関係団体との取り組み

ア．町内保育園・幼稚園での食育指導

○給食における取り組み

地場産の食材を使つての献立作り、保護者の食事参観、健康状態に合わせた離乳食の提供、給食だよりの発行などを行っています。

○体験学習の実施

野菜作りや収穫体験を行い、自然とふれあう機会を設けています。

○郷土料理体験

子どもたちに残したい郷土料理体験を、祖父母との交流を図りながら実施し手作りの大切さに触れる機会づくりを図っています。

イ．食生活改善推進委員会と連携した食育

○手作り離乳食の紹介

乳児健康相談時に、離乳食の試食を行い、手作りの大切さと薄味の啓発を行っています。

○だし活の普及

幼児健康相談時に、親子を対象にだしを活用した減塩方法について啓発を行っています。

○小学校食育教室（町内小学校で実施）

小学校 4～5 年を対象に、朝食の大切さ、栄養バランス、簡単にできる調理などについて指導するとともに食事バランスガイドの普及啓発を行っています。

○中学生親子健康面談

減塩みそ汁の試飲提供をととして減塩活動を行っています。

○おやこ料理教室

親子レクなどの機会を利用し、親子の調理実習をととして、家族と食卓を囲む機会の大切さや生活習慣病予防についての食生活や郷土料理の普及啓発を行っています。

○地区健康教室

地域住民を対象に、町内会館などでの調理実習をととして、バランス食・減塩食について紹介し、生活習慣病予防のための健康教室も併せて実施しています。

骨密度測定、血管年齢測定を行い、骨粗鬆症予防・動脈硬化予防のため、カルシウムと野菜の摂取を増やすための食事の紹介も行っています。

○男性のための料理教室

主に中高年男性を対象とした調理実習をととして、バランス食・減塩食について啓発しています。野菜の摂取量を増やせるよう、簡単な野菜料理をメニューに取り入れています。

【減塩についての啓発活動】



【手作り離乳食の紹介】



（２）教育分野における取り組み

①学校教育及び給食センターにおける取り組み

ア. 小・中学校での取り組み

○農業体験

米・そば・りんご・野菜（じゃがいも・さつまいも・とうもろこし・枝豆・トマトなど）作りの体験の機会をつくっています。

○調理体験

餅つき・そば打ちなどの体験の機会をつくっています。

○郷土料理教室

郷土の伝統食（豆しとぎ、菊の花を使用した料理など）を調べ、実際に調理する活動を通して、食の大切さ、食への感謝の気持ちを育んでいます。

○川の水質、生物学習

馬淵川、如来堂川の水質や生物を調査しています。

○スナック菓子スクール

身近なスナック菓子について学び、おやつの望ましい食べ方などについて学習する機会をつくっています。

○食文化・食習慣学習

地域の食材を利用した郷土料理づくりの体験と郷土料理の継承に関することなどを学習する機会をつくっています。

○校内放送での栄養指導

給食時間に給食センターからの資料をもとに、献立に使用されている食材の紹介や栄養について説明し、食への関心を高めています。

○出前教室の活用

りんご出前教室で、りんご作りの歴史や栽培について学習する機会をつくっています。

○親子健康面談の実施

若年生活習慣病予防健康診査結果をふまえ、健康福祉課と連携して個別・集団指導を行っています。

イ. 学校給食をとおした取り組み

○栄養教諭の学校訪問

学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産などに対する子どもの関心と理解を深め、食に関する自己管理能力を身につけられるよう栄養指導を実施しています。

○バイキング式給食

栄養バランスを考えた食品の選び方や基本的な食事のマナーを習得すること、食への感謝の気持ちを養うことを目的にバイキング式給食を実施しています。

○給食の試食会

保護者などを対象にした試食会を実施し、食事バランスがとれた学校給食への理解を深めてもらう機会としています。

○給食だよりの発行

給食だよりを活用し、親子の食育指導の機会としています。

○学校給食での地元産食材の利用

学校給食において郷土料理や季節の行事食、地域農産物を活用した献立を取り入れ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める機会としています。（南部産「つがるロマン」の利用、「ゼネラルレクラーク」加工品の利用など）

【バイキング式給食】



【給食】



②社会教育事業における取り組み

ア. 家庭教育セミナー（保護者を対象）

○祖父母との交流会

保育園・幼稚園において、父母及び祖父母を招き、体操やゲーム・なべこ団子作りなどをおし、交流を深める機会としています。

○子どもの食生活についての講演会の開催

子どもの食についての見識を深めることを目的に、地域人材を講師に迎え「料理を通じての子育て」や「子どものおやつ」などについて講演会・調理実習を開催しています。

イ. おもしろ体験教室（親子を対象）

○親子での各種体験教室の開催

プログラムの中に「食」に関する回を設け、親子のコミュニケーションやふれあいの時間を作ることを目的として、地域の人材と食材を活用しながら、町内小・中学生と保護者を対象に、様々な体験活動を実施しています。

ウ. 青少年教育（小学生を対象）

○ふるさと“楽習”キャンプの開催

夏季休業中に地域人材を講師に迎え、地域学習を含む宿泊野外活動を行っています。同世代や世代間の交流、共同生活体験のほか、地元の食材を活用した野外炊事体験から、食事の準備や料理方法、後片付けの仕方など「食」に関する基礎的な学びの場になっています。

エ. 地域教育（小・中学生と地域人材を対象）

○学校と地域ネット推進事業

町内小・中学校の要望により、町内在住の専門家・愛好家の方々を学校教育活動へ派遣し、子どもの地域に対する愛着の心を育むことを目的として、様々な分野にわたって学習をしています。「食」に関する分野では、老人クラブや食生活改善推進員による「せんべい汁」や「なべこ団子」、「よもぎもち」作りなどから、食文化の学習や伝統料理の継承などを行っています。

【学校と地域ネット推進事業】



（3）農林分野での取り組み

①安全・安心な食の提供と地産地消の取り組み

ア．地場産品消費の推進

産直施設での町内産農産物の販売を行っています。

イ．学校給食における地元産食材の利用

地産地消を推進するにあたり基礎データ収集として、学校給食における地元産食材の使用量を把握するため調査を行っています。

ウ．特産品の認証事業

「安心・安全、健康」をキーワードに、「食べるだけ」「飲むだけ」「使うだけ」で達者（健康）になれるような農産加工品やお菓子などを達者村特産品として認定しています。

②「食」と「農」に対する理解を深めるための取り組み

ア．農業体験修学旅行の受け入れ

県内外の児童生徒を対象に、農家民泊と農作業を体験させ、食の大切さ、農業の厳しさ、農産物を作る喜びなどを感じられる機会を提供しています。

イ．農業観光体験者の受け入れ

「達者村農業観光“四季のまつり”」と銘打ち、1年を通じて農業観光（体験）ができる体制を構築しています。

ウ．体験農園の実施

野菜作りを通じて、農業に対する親しみと理解を深めるため「ふくちふれあい体験農園」を貸し出しているほか、指導者付共同管理ほ場「達者村リレー農園」を実施しています。

エ．消費者との意見交換会の開催

町内外のイベント参加による農産品や農産加工品のPR・販売機会と併せて、消費者の意見や要望を収集するとともに、生産者と農家が直接結びついた体制づくりを進めています。

オ．“北のフルーツパーラー”の実施

町内観光果樹園での季節毎の果物の収穫と、オリジナルスイーツ作りを組み合わせた体験メニュー“北のフルーツパーラー”を実施し、グループや子ども連れなどが、食と農にふれあえる機会としています。

キ．横浜市栄区との交流活動の実施

2015年（平成27年）に友好交流協定を締結した、横浜市栄区の地域イベントでの農産品や農産加工品のPR・販売などにより、南部町地場産品の持つ「おいしさ」を通じた、食と農への理解促進を図っています。

③鍋条例推進事業の取り組み

2012 年（平成 24 年）に制定した、通称“鍋条例”の趣旨に基づき、鍋コンテストやイベント（あおもり鍋自慢）を開催しています。2016 年（平成 28 年）から開催している、あおもり鍋自慢は、青森県内各地並びに岩手県北から自慢の鍋料理が集い、各地の食と自然の魅力が感じられるイベントです。

【農業体験修学旅行】



【達者村リレー農園】



第4章 計画の基本方針と目標

1. 目指す姿

『南部町の「食」の恵を大切にし、



「食」を通じ、心豊かで健康な生活の実現』

町民一人ひとりが、生涯を通じ、心豊かで健康に暮らせるためには、食育の推進が重要です。

南部町は、果物の生産をはじめ、多種多様な野菜など豊かな自然に恵まれています。このような地域特性を生かしながら、食に関する理解を深め、食そのものと食に関わるすべての人への感謝の気持ちを育み、望ましい食習慣を定着させることを目指し、食育の推進に取り組んでいきます。また、「笑顔あふれる健康のまち 南部町」（平成27年10月22日 健康宣言）を目指し、宣言2「おいしく、楽しく、バランスのよい食生活を送ろう」の実現のため取り組みを進めます。

2. 基本方針

目標を実現するため、各分野での食育の取り組みを生かしながら、南部町における食を取り巻く背景と課題を踏まえ、町民が食の大切さを理解し、生涯にわたって健康的な暮らしを実現するため、次の3つを基本方針とします。

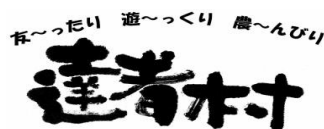
【な】 **な** んでも食べて健康な体とところを育む食育

【ん】 食の安全・安心（あんぜ **ん** ・あんし **ん**）を守るための食育

【ぶ】 食文化（しょく **ぶ** んか）の継承と農業への理解・教育の推進

コラム 町章

南部町の自慢である、緑あふれる名久井岳と馬淵川の清らかな流れをモチーフとしたデザインです。ふたつの赤い円は、豊かな農産物の実りを表すとともに、人と自然の調和により発展する町の将来像を象徴しています。



3. 体系図

【目指す姿】

南部町の「食」の恵を大切にし、「食」を通じ、心豊かで健康な生活の実現

【基本方針】

なんでも食べて健康な
体とこころを育む

食の安全・安心を守る

食文化の継承と
農業への理解・教育

【食育の目標】

- ・健康な体をつくる食生活を実践する
- ・家族や仲間と楽しくおいしく食べる

- ・食の安全について知識と理解を深める
- ・地産地消を推進する

- ・体験を通じて食への関心を高める
- ・地域に根ざした食文化を継承する

ライフステージごとの取り組み

関係機関・組織の取り組み

4. ライフステージごとの食育の目標

食育の推進には、ライフステージの各段階に応じて、目標を掲げ、取り組む視点も重要です。ライフステージを妊娠期から高齢期までの4段階に分け、各ライフステージにおける食育の目標を定めます。

ライフ ステージ	ライフステージの特性
妊娠期 授乳期 乳幼児期	妊娠・授乳期は母体の健康や産後の心身の回復のため、これまでの食事や生活習慣を見直し、必要に応じて改善を図る時期です。妊娠期のうちから子どもへの食の重要性を認識するとともに、これから生まれてくる子どもの健康や食事について考え、食育に関心を持つことは家族全体への波及効果も期待されます。 乳幼児期は、心身の発達が最も著しい時期であるとともに、食習慣や味覚が定着し基礎ができる大切な時期です。乳児期は離乳食を経て幼児食へと移行する時期で、離乳食は栄養素を補給し、咀嚼機能を発達させ味覚を育てる目的があります。幼児期は嗜好が形成される時期でもあるので、なるべく薄味に慣れさせ、色々な食材にふれ、食への興味を持たせる工夫も必要です。 望ましい食習慣を身につけ、生涯をととして健全な食生活を実践し、将来の生活習慣病を予防するためにもこの時期の健康的な食習慣の定着が重要な課題となります。食事のリズムや食べ方など、食習慣の基礎が身につけられるよう働きかけるとともに、家族そろっての食事など、ふれあいを通じて食べることの楽しさを身につけられるよう働きかける必要があります。
学齢期 思春期	学童期・思春期は心身ともに成長し、多くの体験を通じて自立につなげる力を育む時期です。学年が進むにつれ、生活時間のずれなどから家族そろって食事をする機会の減少、肥満やむし歯の増加、就寝時間の遅れなどによる生活リズムの乱れ、朝食の欠食、おやつの食べ過ぎなど食習慣の乱れが増加する時期でもあります。自分で何を食べるか選ぶ機会も増え、欠食や偏食など様々な問題が生じますが、今食べているものが自分の体をつくることを理解させ、意識的に自らの食事を考えられるよう指導する必要があります。 心身の発育・発達に適した食習慣・望ましい生活習慣についての知識を身につけ、「自分に適した食事を自分で選ぶ力」を養い、将来の健康への基礎を完成させることが大切です。 地元の農産物を使用した給食を生きた教材とし、地域の自然や食文化などへ理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを育むことも重要です。

目 標		
なんでも食べて健康な体とこころを育む	食の安全・安心を守る	食文化の継承と農業への理解・教育の推進
・健康な体をつくる食生活を実践する ・家族や仲間と楽しくおいしく食べる	・食の安全について知識と理解を深める ・地産地消を推進する	・体験を通じて食への関心を高める ・地域に根ざした食文化を継承する
○妊娠・授乳期の体調の変化に合わせて、必要な栄養を摂れるように三食バランスよく適量を食べる習慣を身につける ○早寝・早起き・朝ごはんなど生活習慣・食習慣を身につける ○離乳期は飲み込む力を、幼児期は噛む力を身につける ○間食の量と内容・時間帯を考え、選ぶことができる ○うす味を心がけ、だしや素材の味を生かした食事を楽しむ ○食生活を支える歯の健康維持のため歯みがきや仕上げみがきを習慣にする ○食を通して、家族や仲間とコミュニケーションをとることができる	○直売所などを利用し、地元で採れた野菜や果物を食べる ○食品表示をみて、安全な食材を選ぶことができる	○収穫体験をとおして、地元で生産される農産品のおいしさを知る ○郷土の味、伝統食を経験する
○生活リズムを整え、朝食欠食しないなど、規則正しい食習慣を身につける ○間食の量と内容・時間帯を考え、三食バランスよく食べることができる ○成長期の食の重要性を理解し、好き嫌いをなくし、栄養バランスを考えて選ぶ力を身につける ○うす味を心がけ、だしや素材の味を生かした食事を楽しむ ○自分の歯を大切にし、むし歯予防の食事や間食のとり方を考えることができる ○歯磨きを習慣にする ○食材にふれ、自分で調理する力を身につける ○食を通して、家族や仲間とコミュニケーションをとることができる	○地元産食材を使用した給食を楽しむ ○地元で採れた野菜や果物をとおして安全な農産物について学ぶ	○収穫体験をとおして食材にふれあう ○農業体験をとおして農業や地元農産品にふれあう ○地元の農家とふれあい、農業や農作業について知る ○郷土の味、伝統食を体験する

	ライフステージの特性
青壮年期 中年期 (20 歳～ 64 歳)	青年期・壮年期は、多くの生活習慣が定着し、食生活の自己管理が必要な時期となり、家庭や地域・職場での役割も増える時期です。身体機能の充実期から体調の変化、体力の低下、健康への不安など、身体的・精神的・社会的にみても大きな変化を迎え、心身のストレスの増加や生活習慣病などが発生しやすい時期でもあります。 この時期は、仕事のため夜遅い食事や飲酒の機会が増えたり、忙しさのため外食やインスタント食品の利用が増えることもあります。このような食生活では、食べ過ぎや塩分・脂質の過剰摂取、野菜類や果物の摂取が少なくなる傾向にあります。 中年期では、基礎代謝が下がりはじめ、疲れやすく太りやすい時期にあり、ストレスや疲労により気づかぬうちに健康状態が悪化し、生活習慣病が起こりやすくなります。 健全な食生活を実践するためには、自分自身の生活習慣を見直し、自分のライフスタイルにあった「朝食を食べる工夫」「野菜を食べる工夫」などを身につけることも重要です。健康に関心を持ち、生活習慣病の発症予防に重点をおいた生活を心がけることで、本人や家族のその後の健康状態が大きく変わってきます。
高齢期 (65 歳以上)	高齢期は、高齢化の進行により独り暮らしや高齢夫婦世帯の増加が見込まれます。 慢性疾患で治療していることも多く、筋骨格系の病気や筋力低下、咀嚼機能の衰えによる食事量の減少など、健康への不安も大きくなる時期です。歯の欠落や味覚・嗅覚の低下、消化や飲み込む力が低下することで食欲がなくなり低栄養を招くこともあります。のどの渇きも感じにくくなることで水分不足になりやすく、脱水症状や脳血管疾患を起こす危険もあるので、水分補給が重要になります。高齢に伴い、骨粗鬆症の患者は増加傾向にあり、骨折や治療中に筋力が衰え寝たきりや要介護状態のリスクが高まります。 日々の生活の質を向上させ、健康寿命を延伸するために、個々の特性に応じながら「低栄養予防」や「糖尿病予防」、「口腔機能の低下予防」に努めることが重要です。外出機会や地域交流が減少することによって、高齢者の孤立や食に対する意欲の低下は生活の質の低下につながります。食をとおして豊かな生活の実現に向けた取り組みが大切です。

目 標		
なんでも食べて健康な体とところを育む	食の安全・安心を守る	食文化の継承と農業への理解・教育の推進
・健康な体をつくる食生活を実践する ・家族や仲間と楽しくおいしく食べる	・食の安全について知識と理解を深める ・地産地消を推進する	・体験を通じて食への関心を高める ・地域に根ざした食文化を継承する
○バランスのとれた食事、塩分や油脂を控え、野菜摂取を増やすなど、食に関する知識を身につけ、健康に配慮した食生活を送る ○子育て世代は、子どもの発達段階に合わせた食生活に配慮し、家族ぐるみの健康づくりに努める ○適正体重を知り、肥満予防や疾病予防のための食生活に努める ○外食・中食に関する知識を高め、栄養バランスを考えて食品を選ぶ力を身につける ○毎年健診を受け、自分の健康状態を把握し、適切な食事をとる ○歯科口腔に関心を持ち歯磨きや定期的な歯科健診受診を行う ○食を通して、家族や仲間とコミュニケーションをとることができる	○食品表示を見て、食品を選ぶことができる ○地元の食材や旬の食材を生かした食事を楽しむ ○生産者は安全・安心な農作物を提供する	○地元の農家とふれあい、農業やそれを取り巻く社会環境を学ぶとともに、農産物の生産過程を知り、農業への理解を深める ○地域の食材を料理に取り入れ、食を楽しむ ○郷土料理や行事食に関心を持ち取り入れる
○主菜（肉・魚・卵・大豆製品など）をしっかり取るなどバランスのとれた食事をし、低栄養を予防する ○食べ物をよく噛んで食べ、口の中を清潔に保つ ○適切な食事と運動を楽しみながら実践し、骨粗鬆症の予防をする ○生活背景に合った適切な食に関する支援・サービスを選択し栄養改善と自立生活を維持する ○共食の機会を作り食事を楽しむ ○地域の健康づくり事業などに積極的に参加する ○嚥下機能や咀嚼機能向上のための知識を習得する ○食を通して、家族や仲間とコミュニケーションをとることができる	○直売所などを利用し、地元で採れた野菜や果物を食べる ○食品表示を見て、食品を選ぶことができる	○教育ファームなどで農作業を行い、主体的に取り組んだ経験として習得するとともに、仲間づくりにつなげる ○郷土料理、伝統食を家族や次世代に伝える

第5章 食育推進の具体的な施策

1. ライフステージ別施策・なんでも食べて健康な体とところを育む

(1) 共通事項«すべての世代»

◆取り組み方針

- ・生涯をととして適切な食習慣を身につけるため、栄養・食生活に関する正しい情報が得られる環境を整備します。
- ・食をととして家族・仲間・地域との絆を強め、生きる力を育むことができるよう食の大切さを伝える取り組みを進めます。
- ・家族ぐるみ・地域ぐるみで食育に取り組むため、家庭や地域に根ざした活動を推進します。

◆具体的な取り組み

- ・食生活改善推進委員会や各種団体と連携し、健康づくり事業に取り組み、食生活に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ・食生活改善推進員養成講座を開催し、食に関わるボランティアの育成に努めます。
- ・町内会などと連携し、地区における健康や食・栄養に関する情報を発信する場を作ります。
- ・郷土料理や鍋料理など、地元ならではの料理を活用し、食への関心を高め、健康づくりに取り組めるよう、レシピの普及を行います。
- ・関係組織団体、保健所などとの連携・協働による活動を推進します。

(2) 妊娠期・授乳期・乳幼児期

◆取り組み方針

- ・妊娠期・授乳期は母体の健康や産後の心身の回復のため、これまでの食事や生活習慣を見直し、改善を図れるようにします。
- ・乳幼児期は発達段階に応じた適切な食生活、基本的な生活習慣が身につけられるようにします。
- ・自分や家族の食生活を見直し、望ましい食習慣の維持・改善を図れるようにします。

◆具体的な取り組み

①発達段階に応じた取り組み

- ・母子健康手帳交付時や妊婦相談時に、妊娠期のうちから子どもへの食育の重要性を認識するとともに、自分自身や家族の食生活に関心を持ち取り組むことができるよう、食事バランスや間食のとり方など、食の重要性について指導します。

- ・乳幼児健康相談や乳幼児健康診査、子育て教室の機会に、朝食の重要性や食事バランス・減塩・間食のとり方についての指導を強化します。
- ・離乳食の試食などをおして、薄味や季節の野菜を活用した離乳食の手作り方法を普及します。
- ・幼児期から肥満を予防し、将来の生活習慣病の発症を防ぐため、減塩や野菜摂取量の増加、よく噛む習慣づくり、望ましい間食の量や内容・時間帯についての指導に取り組みます。
- ・乳幼児期は食べる機能を育てる重要な時期でもあるため、各種健診でむし歯予防と合わせて噛むことの重要性についても伝えていきます。
- ・保護者が子どもの食に対する関心と正しい理解を深め、実践できるよう乳幼児期の食生活について家庭への情報発信を行います。

②地域と連携した取り組み

- ・鍋条例関連事業として鍋料理を通して野菜摂取の増加、共食の大切さの普及啓発を行います。
- ・保育園、幼稚園などと連携し、歯科保健指導や間食指導を実施します。
- ・食生活改善推進員会と連携し、手作り離乳食の作り方、だしや素材を生かした減塩方法の普及を行います。

(3) 学齢期・思春期

◆取り組み方針

- ・発達段階に応じた食に関する様々な学習や体験をとおして、正しい知識と望ましい食習慣の基礎を身につけられるようにします。
- ・親子で食生活を見直し、家族ぐるみで正しい食習慣を身につけられるようにします。

◆具体的な取り組み

①発達段階に応じた食育の取り組み

- ・望ましい食習慣を身につけた心身ともに健康な子どもの育成のため、子どもの発達段階に応じた食育を推進します。
- ・自分の体に関心を持ち、自分で正しい食の選択ができ、実践できるよう関係機関と連携し指導を行います。
- ・小学生を対象とした食育教室をとおして、朝食の大切さ・食事バランス・間食のとり方についての指導、調理実習をとおして簡単にできる調理などについての指導をします。
- ・若年生活習慣病予防健康診査の事後指導として、朝食の重要性や食事バランス、減塩、間食のとり方についての健康教室を実施します。
- ・親子健康面談を活用し、親子で食や健康について振り返り考える機会づくりをし、食生活の改善や生活習慣病予防についての指導を継続します。

②地域の食に通じた取り組み

- ・学校や社会教育課、給食センターなどと連携し、食育指導を進めます。
- ・鍋条例関連事業として、学校給食で地元産野菜を使用した鍋の献立を取り入れます。
- ・バイキング式給食を通じて、栄養バランスと自分に適した量を考えたメニュー選びや食事のマナーについて学ぶ機会とします。
- ・地域の食に対する理解を深めるため、郷土料理や地元産品を活用した献立を取り入れます。

(4) 青壮年期・中年期

◆取り組み方針

- ・食に関する正しい知識や実践力を習得し、適正体重を維持する食生活を実践できるようにします。
- ・自分の体の状態を知り、健康状態に応じた食生活が実践できるようにします。
- ・自分や家族などに合った食事内容を理解し、健康づくりに努めます。
- ・健康によい食生活を推進するためのボランティアの育成に努めます。

◆具体的な取り組み

- ・特定保健指導、健診事後指導などをとおして、食生活改善が必要な方への栄養指導を行います。
- ・健康づくりや生活習慣病予防のための適切な栄養・食生活に関する知識の普及、情報の提供を行います。
- ・適正体重の維持にかかる正しい知識の普及啓発を行います。
- ・子育て世代については、子どもや家族に合った食生活を実践できるよう、健診や健康教室などをとおして、成長段階や疾病に合わせた栄養・食生活に関する知識の普及、情報の提供を行います。
- ・生活スタイルに合わせ、外食・中食などを利用する際の選び方や組み合わせについて情報提供を行います。
- ・食べる順番を工夫する、よく噛む習慣をつけるなど生活習慣病予防に役立つ食べ方についての指導を行います。
- ・間食や嗜好飲料の摂りすぎを予防するため、カロリーや糖分量などを具体的に分かりやすく情報提供を行います。
- ・健康教室などの機会に、バランスの良い食生活、野菜やカルシウム摂取量の増加、減塩についての普及を行います。
- ・食生活の見直しや改善をすることで、糖尿病など生活習慣病を予防します。
- ・規則正しい食習慣を実践し、生活習慣病予防ができるよう、適正な食事量や栄養バランスについて学習できる機会の充実を図ります。
- ・家族や仲間などと一緒に食事をする事でコミュニケーションを深め、食を楽しみ、心の健康づくりに取り組みます。

（５）高齢期

◆取り組み方針

- ・高齢期の特性を理解し、個々の特性に合わせ、食生活の見直しと改善ができるようにします。
- ・高齢者の要介護状態となる原因でもある、フレイル（高齢期の虚弱状態）、サルコペニア（筋肉減少症）、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防に取り組み、疾病予防・介護予防を進めます。

◆具体的な取り組み

- ・介護予防教室や地区健康教室などにおいて、講話や個別指導をととして低栄養予防の食事や健康寿命の延伸のための食生活について普及啓発を行います。
- ・バランスのとれた食生活により、適正体重を維持するための食生活の実践に向け、食事の見直しと改善できるよう食事指導の充実を図ります。
- ・体の機能を守り疾病の予防改善のため、薄味の必要性や間食のとり方（甘い飲み物や食べ物の常用の予防）を周知します。
- ・口腔機能を維持するために、口腔ケアや歯科健診、よく噛んで食べることを周知します。
- ・食事と運動から低栄養予防に取り組めるよう、食と軽体操、口腔体操などを組み合わせた指導を行います。
- ・介護予防教室や地区料理教室などにおいて、会食や調理実習を通して共食の機会づくりをします。
- ・男性の食の自立につながるよう男性対象の料理教室などを開催します。
- ・栄養改善と食の自立生活を維持するため、医療や介護と連携し、個人に合った食の支援に取り組みます。

◆目標値

(1) 妊娠期・授乳期・乳幼児期

指 標	現状 (H28)	目標 (2023 年度)
出産後 1 か月時の母乳育児の割合 【乳児健康診査問診票】	45.5%	48.6% (H27 健やか親子全国現状)
肥満傾向児の割合 (3 歳児 : カウプ指数 18 以上) 【3 歳児健診結果】	3 歳児 : 2.9%	減少
毎日の朝食摂取割合 【3 歳児健診問診票】	3 歳児 : 95.2%	減少
甘味食品を 1 日 3 回以上飲食する習慣 【1 歳 6 か月児健診問診票、3 歳児健診問診票】	1 歳 6 か月児 : 16.3% 3 歳児 : 29.5%	1 歳 6 か月児 : 10%以下 3 歳児 : 20%以下
間食を与える時刻を決めている割合 【1 歳 6 か月児健診問診票、3 歳児健診問診票】	1 歳 6 か月児 : 91.3% 3 歳児 : 76.2%	1 歳 6 か月児 : 95.0% 3 歳児 : 80.0%

(2) 学齢期・思春期

指 標	現状 (H28)	目標(2023 年度)
肥満傾向児の割合 (小学 5 年生の中等度・高度肥満傾向児) 【学校保健白書】	小学 5 年 男児 : 10.3% 女児 : 3.6%	減少
毎日の朝食摂取割合 【児童生徒健康調査】	小学 5 年 : 93.0% 中学 3 年 : 86.6%	100.0%
よく噛んで食べている子どもの割合 【児童生徒健康調査】	小学 5 年 : 88.1% 中学 3 年 : 81.1%	増加
野菜が嫌いな子どもの割合 【児童生徒健康調査】	小学 5 年 : 34.3% 中学 3 年 : 32.3%	減少
家族など、誰かと食事をする子どもの割合 【児童生徒健康調査】	小学 5 年 : 84.6% 中学 3 年 : 78.0%	増加

(3) 青壮年期・中年期・高齢期

指 標	現状 (H28)	目標(2023 年度)
肥満者 (BMI25 以上) の割合 【特定健診集計結果 (法定報告値)】	男性 : 35.0% 女性 : 32.1%	男性 : 29.3%以下 女性 : 24.9%以下
毎日の朝食摂取割合 【健康意識調査】	93.3%	100.0%
適正体重を維持する食事量を知っている人の割合 【健康意識調査】	41.1%	50.0%
主食・主菜・副菜がそろっている人の割合 【健康意識調査】	73.1%	80.0%
栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の割合 【健康意識調査】	60.7%	70.0%
塩分を控えている人の割合 【健康意識調査】	74.2%	85.0%
飲食店や食品売り場で栄養成分表示を見るようにしている人の割合 【健康意識調査】	33.7%	45.0%
低栄養 (BMI 18.5 未満) の割合の減少 【新しい総合事業に係る生活支援体制整備に向けた実態調査】	4.8%	減少

2. 食の安全・安心を守るための食育

食品の偽装表示や無登録農薬の使用問題など、食をめぐる多くの問題の発生により、近年、食の安全・安心に対する関心が急速に高まっています。

そのため、生産者をはじめとして食品を提供する関係者は、消費者の信頼を得るために食品の安全性確保に努めなければなりません。

食の安全・安心の確保には、生産者はもちろん、消費者、流通関係者や行政など、食に関わるすべての関係者の協働が必要です。また、消費者も食の安全に関する正しい知識を身につけ、自らの判断で食品を選択することが求められます。

◆取り組みの方針

- ・地域ブランドの確立を図ります。
- ・産直施設および生産者団体との連携を図り、学校給食における地元産食材の利用割合を拡大するためのシステムを検討します。
- ・地元産食材の安全性の確保と情報提供を推進します。

◆具体的な取り組み

- ・生産供給体制を確立します。
- ・特産品登録を推進します。
- ・給食センターでどのような食材が利用できるかについて、需要マッチングを検討します。
一部においては、既にマッチングされ取引が行われているので、更なる拡大に努めます。
- ・GAP、トレーサビリティなどの概念を取り入れた自主衛生管理を推進します。
- ・産地直売施設と農産物フェアなどにおいて地元産食材のPRを強化します。

◆目標値

指 標	現状(H29)	目標(2023 年)
給食センターにおける地元産食材の利用率	20.55%	増加

※トレーサビリティ

食品などの生産や流通に関する履歴情報を追跡・できる仕組み

※GAP

食の安全確保や品質向上などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取り組み

3. 食文化の継承と農業への理解、教育の推進

グリーン・ツーリズムの推進と並行して、食を支える農業への理解を深めながら、食の感謝の気持ちを育むため、農業者や関係機関・団体の協力を得ながら、幅広い世代層の方々が農作業を体験できるほか、農家とふれあえる環境づくりを推進します。

◆取り組み方針

- ・食と農に対する相互理解と認識の共有化を図ります。
- ・教育ファームの導入を推進します。
- ・食文化の継承に努めます。

◆具体的な取り組み

- ・消費者からの意見・要望を収集する場を確保するとともに、生産者と販売者が直接結びついた体制の確立を目指します。
- ・農業体験、収穫体験を通じた生産者と消費者との交流の促進を図ります。
- ・体験など受け入れ団体の会員相互の情報共有を密にし、受け入れ環境の充実と安定を図ります。
- ・季節毎の果物の収穫とオリジナルスイーツ作りを組み合わせた体験メニューを実施します。
- ・教育ファームの形態で活動を展開している「達者村リレー農園」の内容改善と充実を図ります。
- ・町内の農業者とともに、中学、高校生が農作業を体験するための取り組みを推進します。
- ・季節や年代層、目的別に合わせた、適切な農業体験メニューを提供します。
- ・達者村づくり委員会が策定する「達者・達人プログラム」の料理体験レシピのマニュアル化を検討します。
- ・町内各地域の隠れた伝統料理とその指導者を発掘し、その継承に努めます。

◆目標値

指 標	現状(H30)	目標(2023 年)
消費者からの意見・要望の収集機会	3 回	4 回
農業体験修学旅行生の受け入れ者数	792 人	1,000 人
通年農業観光体験者数	84,339 人	86,000 人
達者村リレー農園の利用者数	1 5 人	1 7 人

資料編

1. 策定経過

第3次計画策定について南部町食育推進計画策定委員会において検討を行いました。

期 日	会議の名称等	内 容
平成 30 年 9 月 5 日	第 1 回食育推進担当者会議	・第 2 次計画評価について ・第 3 次計画策定委員会につい て
平成 30 年 9 月 25 日	第 1 回南部町食育推進計画策定委員会	・策定方針の説明及び協議
平成 30 年 11 月 20 日	第 2 回南部町食育推進計画策定委員会	・第 2 次計画評価 ・第 3 次計画骨子案提示及び協議
平成 30 年 12 月 5 日	第 2 回食育推進担当者会議	・第 3 次食育計画素案について
平成 31 年 3 月 14 日	第 3 回南部町食育推進計画策定委員会	・第 3 次計画素案提示及び協議
平成 31 年 3 月 25 日	計画策定に係る委員長との最終打ち合わせ	・第 3 次計画最終案について
平成 31 年 3 月	計画決定	

2. 南部町食育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき、南部町食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、南部町食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会の委員は 13 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 食育に関する団体の関係者
- (2) 保健衛生の関係者
- (3) 生産団体の関係者
- (4) 流通商工団体の関係者
- (5) 幼稚園、学校、子ども会連合会等の教育関係者
- (6) 町づくり団体の関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は平成 31 年 3 月 31 日とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後、前条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて関係者の意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬等）

第7条 委員は、非常勤の特別職とし、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第48条）別表に規定する「前各号に掲げるものの他、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員」として、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、第3条第2項第7号に規定する関係行政機関の職員には支給しない。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課内に置く。

2 事務局職員は、健康福祉課職員のほか、農林課職員・交流推進課職員・学務課職員・社会教育課職員をもって充てる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定日から施行する。

3. 南部町食育推進計画策定委員会 委員名簿

(委嘱期間：平成 30 年 9 月 25 日～平成 31 年 3 月 31 日) 敬省略

NO.	分類		氏名	所属
1	委員長	食育	小 島 育 子	南部町食生活改善推進委員会 会長
2	副委員長	保健衛生	小澤田 ひめ	南部町保健推進員 代表
3	委員	保健衛生	宮 澤 誠	南部町健康福祉推進協議会 会長
4	委員	生産団体	川守田 義雄	達者村農業観光振興会 会長
5	委員	流通商工団体	河門前 啓子	名川チェリーセンター101人会 会長
6	委員	流通商工団体	庭 田 陽 子	ふくちフレッシュ会 会長
7	委員	流通商工団体	盛 合 一 雄	南部七草会 会長
8	委員	教育関係	根 市 奉 弘	南部町連合父母と教師の会 会長
9	委員	教育団体	赤 澤 榮 夫	南部町子ども会育成連絡協議会 会長
10	委員	教育関係	小 向 講	南部町立学校給食センター 栄養教諭
11	委員	教育関係	山 形 千 佳	養護教諭代表 福地中学校養護教諭
12	委員	町づくり団体	田 中 久 子	達者村ホームステイ連絡協議会 会長
13	委員	保健衛生	舩渡 めぐみ	三八地域県民局 地域健康福祉部保健総室 (三戸地方保健所 健康増進課 主査)

4. 食育基本法

平成十七年六月十七日法律第六十三号
最終改正平成二十一年六月五日法律第四九号

前文

第一章総則（第一条―第十五条）

第二章食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のおり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様な食文化や食の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、

「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関

する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章総則

（目的）

第一条この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の皆既に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の皆既を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をけじめとする食に関する幅広い情報の提

供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の皆既を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進

に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をけじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関

等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施

を推進すること。

(組織)

第二十七条食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がおとくときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条委員は、次に掲げる者をもって充てる。一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

第 3 次南部町食育推進計画

平成 31 年 3 月発行

南部町健康福祉課

〒039-0595 南部町大字下名久井字白山 91-1

電 話 0178-60-7100

F A X 0178-76-3904